

## 第 38 回 恵那市都市計画審議会 次第

日時：令和 7 年 9 月 11 日（木）

午後 3 時 30 分～

場所：恵那市役所西庁舎 4 階 4 A 会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 会議の成立

4. 報告事項

（1）恵那市立地適正化計画素案の内容について

（2）恵那都市計画道路雀子ヶ根鏡山線の変更内容について

（3）都市計画道路見直し方針の進捗状況について

5. その他

6. 閉会

第38回恵那市都市計画審議会 出席者名簿

| 選出区分 | 氏名        | 所属                | 備考                  |
|------|-----------|-------------------|---------------------|
| 1号委員 | 磯 部 友 彦   | 中部大学工学部 教授        |                     |
| 1号委員 | 竹 中 道 明   | 恵那商工会議所 副会頭       |                     |
| 1号委員 | 小 板 宏 正   | 恵那市農業委員会 代表       |                     |
| 1号委員 | 柘 植 恒 雄   | 恵那市地域自治区 代表       |                     |
| 1号委員 | 山 田 敬 志   | 岐阜県建築士会 東濃支部      | 欠席                  |
| 2号委員 | 渡 辺 武 彦   | 恵那市議会議員           |                     |
| 2号委員 | 猿 渡 南 江   | 恵那市議会議員           |                     |
| 2号委員 | 西 尾 努     | 恵那市議会議員           |                     |
| 2号委員 | 千 藤 安 雄   | 恵那市議会議員           |                     |
| 2号委員 | 鵜 飼 伸 幸   | 恵那市議会議員           |                     |
| 3号委員 | 石 井 伸 吾   | 岐阜県恵那土木事務所長       | 欠席(代理)<br>副所長 土屋 彰宏 |
| 3号委員 | 坪 井 弥 栄 子 | 男女共同参画プラン推進委員会 代表 |                     |

## 報告事項（１）

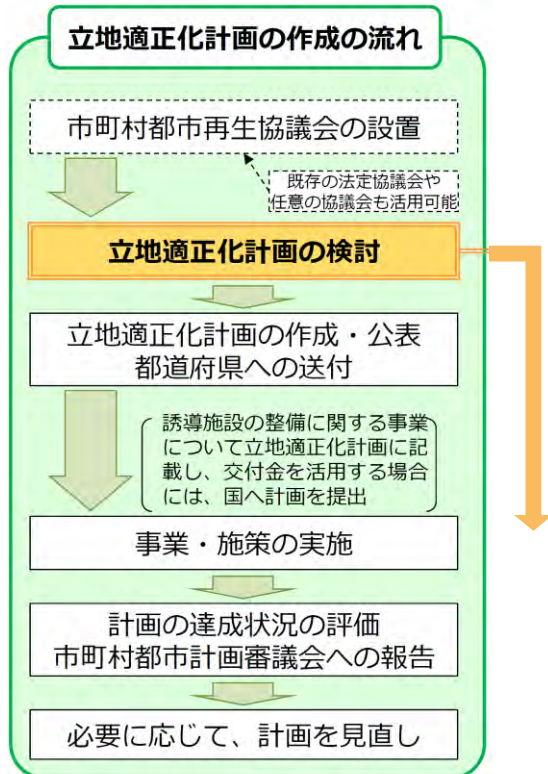
# 立地適正化計画（素案）の内容について

---

- |                   |                                        |
|-------------------|----------------------------------------|
| 1. 策定背景           | ・ 策定の流れ、策定背景                           |
| 2. 制度概要           | ・ 制度概要                                 |
| 3. 計画（素案）         | ・ 居住・都市機能誘導区域<br>・ 誘導施設、誘導施策<br>・ 防災指針 |
| 4. 参考資料<br>（補助制度） | ・ 都市構造再編集中支援事業<br>・ 都市再生整備計画           |

第38回 恵那市都市計画審議会 資料  
令和7年9月11日（木） 15：30～  
建設部 都市整備課

# 1 策定背景 策定の流れ



R 5

関連計画・データ整理

R 6

R 7

計画検討

都市計画審議会での報告・協議  
計 4 回

令和 6 年 3 月 13 日（第 35 回）

令和 6 年 7 月 12 日（第 36 回）

令和 7 年 6 月 30 日（第 37 回）

令和 7 年 9 月 11 日（第 38 回）【今回】

| 時期               | 内容                               |
|------------------|----------------------------------|
| R 5              | ・ 関連計画・データ整理                     |
| R 6～R 7          | ・ 素案作成、関係機関調整<br>・ 都市計画審議会 報告・協議 |
| R 7. 9           | ・ 全員協議会 報告（R5. 8 作成着手前 報告済）      |
| R 7. 10          | ・ 地域自治区会長会議 説明                   |
| R 7. 11          | ・ パブコメ、広報特集、説明会 実施<br>・ 案の作成     |
| R 7. 12 ～ R 8. 1 | ・ 県事前調整・隣接市へ照会                   |
| R 8. 2～3         | ・ 都市計画審議会                        |
| R 8. 3           | ・ 計画策定、公表                        |

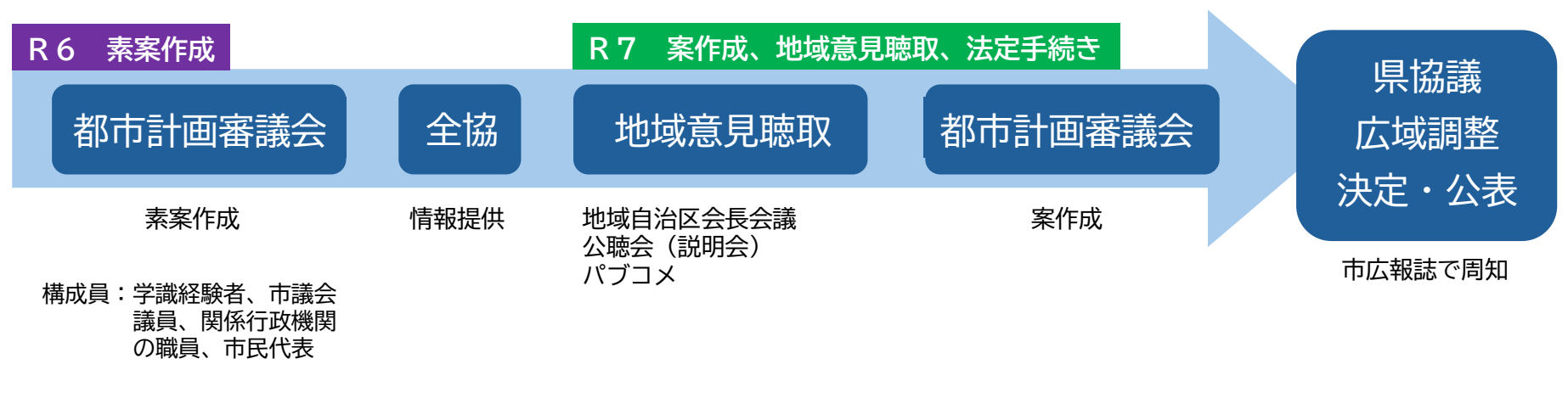
2

# 1 策定背景 組織体制、策定の流れ

## 組織体制

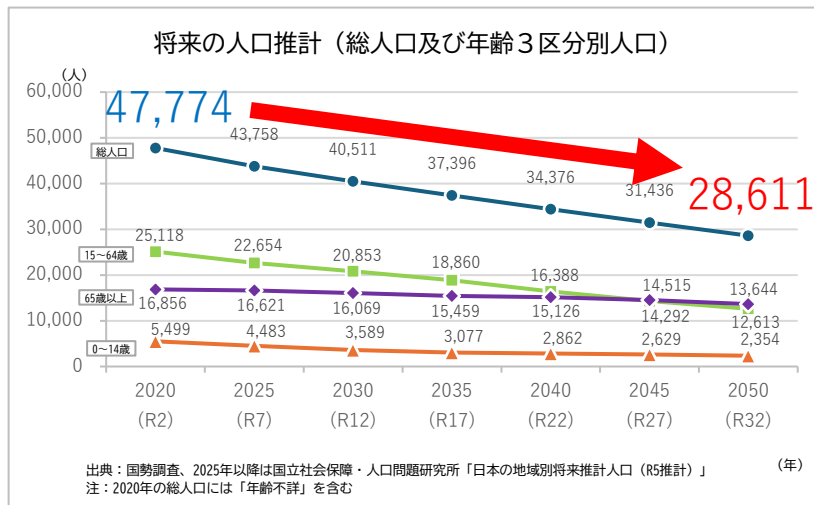


## 計画検討・地域意見聴取の流れ



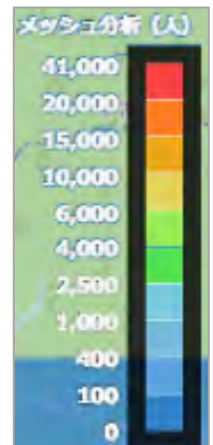
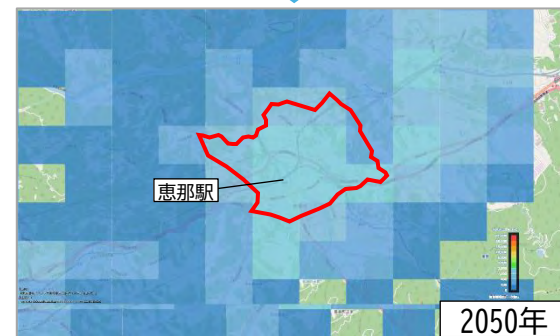
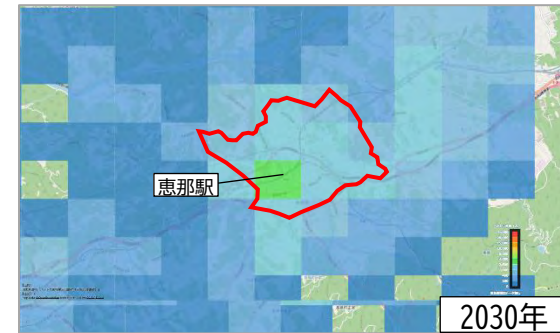
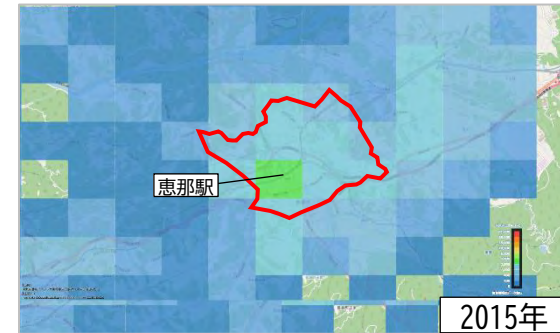
# 1 策定背景

将来人口 は **大きく減少**  
市街地中心部 でも **人口減少**  
(人口密度低下)



2020(R2)年  
47,774 人  
↓  
2050(R32)年  
28,611 人（推計値）  
30年で  
約 19,000人 減少

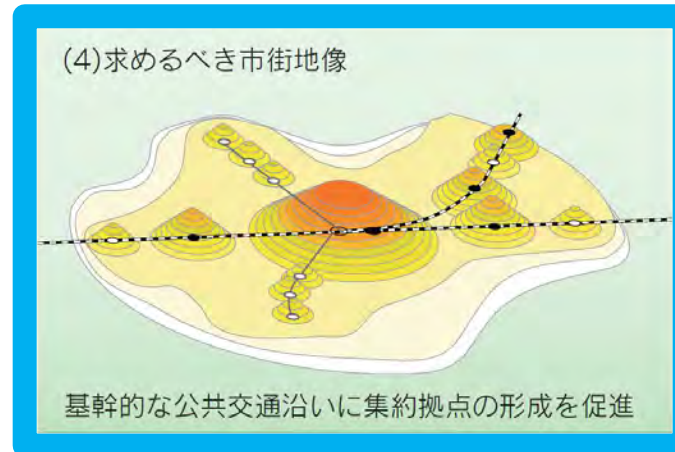
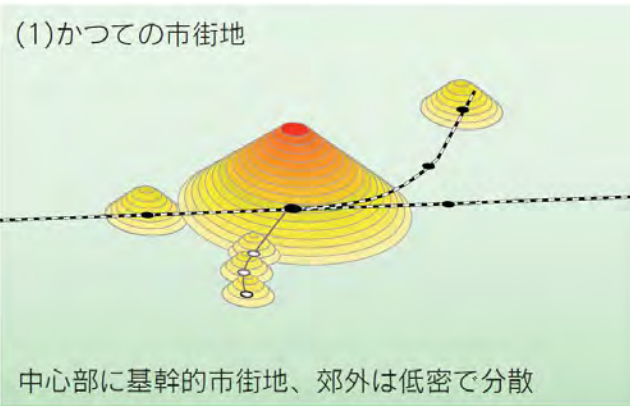
2030年 市街地環状道路網※の外側で  
人口が大きく減少  
2050年 市街地環状道路網の内側、  
中心部でも人口が大きく減少



国土交通省「メッシュ別将来人口推計（H30年推計）」  
※赤線：市街地環状道路網

# 1 策定背景

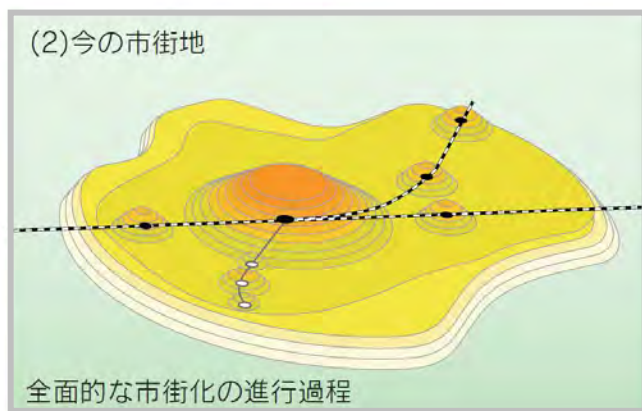
今後、望まれる **拡散型**から **拠点ネットワーク型都市構造** への再編



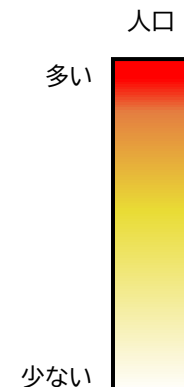
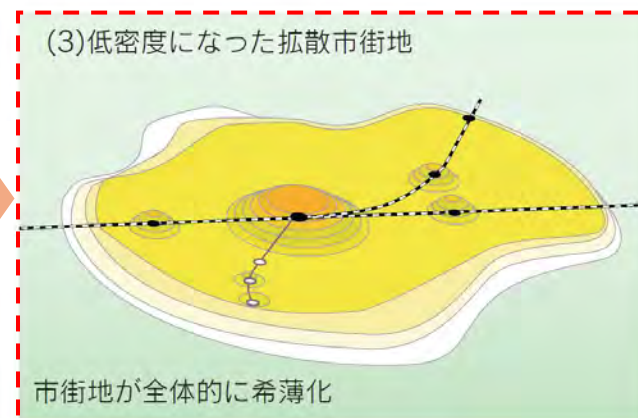
持続可能な  
都市経営  
を推進

今までの  
市街化傾向

都市構造  
改 革

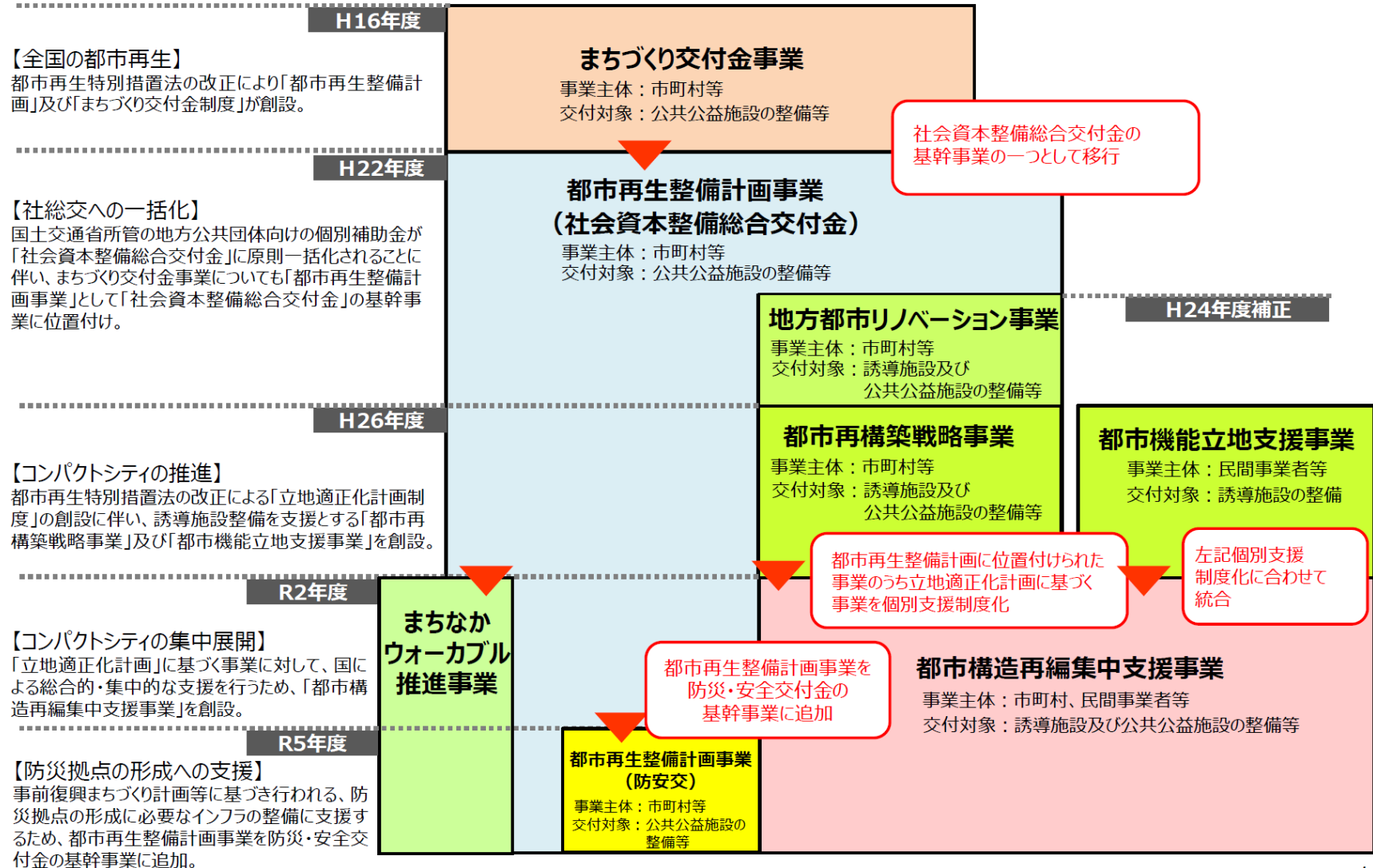


低密化  
を放置



# 1 策定背景

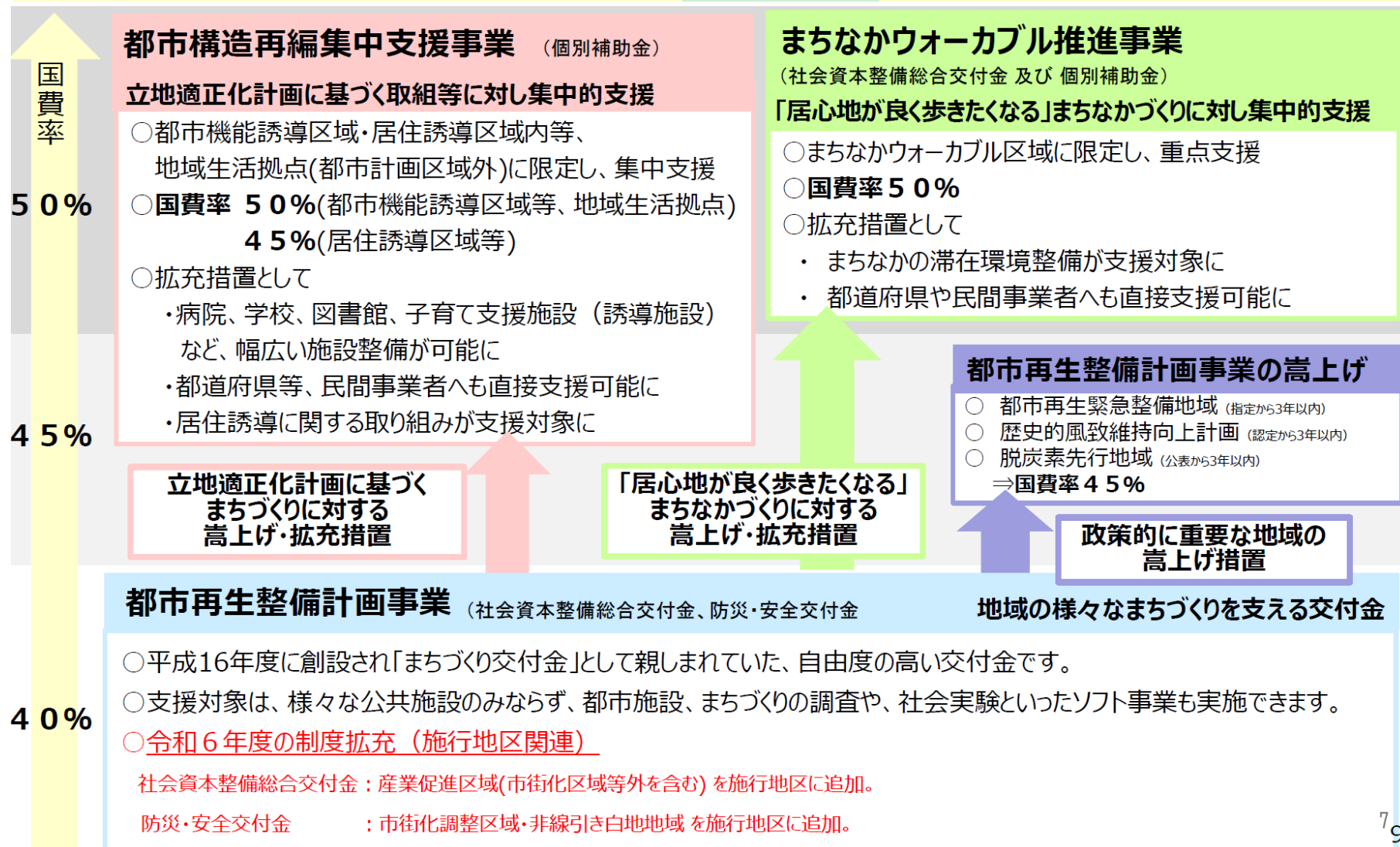
## (参考) 制度の変遷



# 1 策定背景

## 都市再生整備計画関連事業の相違点（主なもの）

○ 都市再生整備計画関連事業は、様々な政策目的に応じて、**嵩上げ・拡充措置**が設けられています。



# 1 策定背景

## 都市構造再編集中支援事業 (個別補助金)

立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援

R7拡充

誘導施設・広域連携誘導施設・既存建造物活用事業 (誘導施設)



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

居住誘導促進事業



居住誘導区域へ移転を希望する者への支援

## まちなかウォーカブル推進事業

(社会資本整備総合交付金、個別補助金)

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対し集中的支援

滞在環境整備事業



滞在環境の整備の推進に関する事業等

計画策定支援事業



重点的に取り組むテーマに応じた事業計画の策定

誘導施設相当施設  
・既存建造物活用事業  
(誘導施設相当施設)

都計区域外の地域生活拠点内



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

高次都市施設



地域交流センター



観光交流センター



テレワーク拠点施設



子育て支援施設



賑わい・交流創出施設



複合交通センター

R7拡充

賑わい・交流創出施設  
(地域資源活用型)

削除

ワーケーション拠点施設

住宅系事業

優良建築物等整備事業  
公営住宅等整備 等

既存建造物活用事業  
(誘導施設除く)

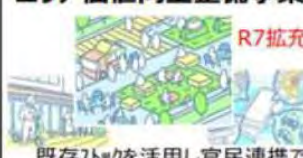
R7拡充



既存建造物を活用した  
高次都市施設等

エリア価値向上整備事業

R7拡充



既存ストックを活用し官民連携で  
エリア価値向上の取組

道路



公園

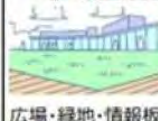
※小規模な公園も対象



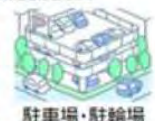
区画整理・再開発



地域生活基盤施設



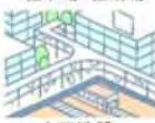
広場・緑地・情報板



駐車場・駐輪場



地域防災施設



人工地盤  
(デッキ・地下道)



再生可能エネルギー  
施設



分散型エネルギー  
システム\*

高質空間形成施設



緑化施設



電線類  
地中化



歩行支援  
施設  
(バリアフリー施設)



情報化  
基盤施設  
(カメラ・センサー)

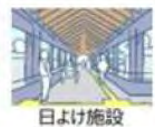
子どもまちなかまちづくり  
事業



暑熱対策事業 R7創設



緑化施設



日よけ施設

提案事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金※1、防災・安全交付金※2)

地域の様々なまちづくりを支える交付金

※1 (産業促進区域内、都市計画区域外の地域生活拠点内)、※2 (市街化調整区域等・都市計画区域外の防災拠点内) : 一部基幹事業を除く。

# 1 策定背景 近隣他自治体の状況

■全国：907都市（岐阜県：21都市）が立地適正化計画について具体的な取り組みを行っている。（R7.3.31）

■このうち、全国：636都市（岐阜県：8都市）が計画を作成・公表

令和7年3月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市（黒字：636都市）。  
うち、防災指針を作成・公表の都市（黒太字◎：432都市）。

| 岐阜県   | 愛知県   | 長野県   |
|-------|-------|-------|
| 岐阜市   | 名古屋市◎ | 新城市◎  |
| 大垣市◎  | 豊橋市◎  | 東海市◎  |
| 多治見市◎ | 岡崎市◎  | 松本市   |
| 関市◎   | 一宮市   | 大府市◎  |
| 中津川市  | 瀬戸市◎  | 上田市◎  |
| 瑞浪市   | 半田市   | 岡谷市   |
| 羽島市   | 春日井市◎ | 飯田市   |
| 恵那市   | 豊川市   | 諏訪市   |
| 美濃加茂市 | 津島市◎  | 須坂市◎  |
| 土岐市   | 碧南市   | 小諸市◎  |
| 各務原市◎ | 刈谷市◎  | 伊那市◎  |
| 瑞穂市   | 豊田市◎  | 駒ヶ根市◎ |
| 本巣市   | 安城市◎  | 中野市◎  |
| 下呂市   | 西尾市◎  | 大町市◎  |
| 笠松町   | 蒲郡市◎  | 飯山市◎  |
| 養老町   | 大山市◎  | 茅野市   |
| 垂井町   | 常滑市   | 塩尻市◎  |
| 関ヶ原町  | 江南市◎  | 佐久市◎  |
| 輪之内町  | 小牧市◎  | 千曲市◎  |
| 安八町   | 稲沢市   | 東御市   |
| 大野町   |       | 安曇野市◎ |

（参考）東濃他市の状況

■多治見市（平成31(2019)年3月 策定）

- ・計画期間：平成31(2019)年度～令和22(2040)年度
- ・中心拠点：多治見駅を中心とした区域

■中津川市（令和3(2021)年3月 策定）

- ・目標年次：令和2(2020)年度～令和22(2040)年度
- ・中心拠点：中津川駅、リニア岐阜県駅を中心とした区域

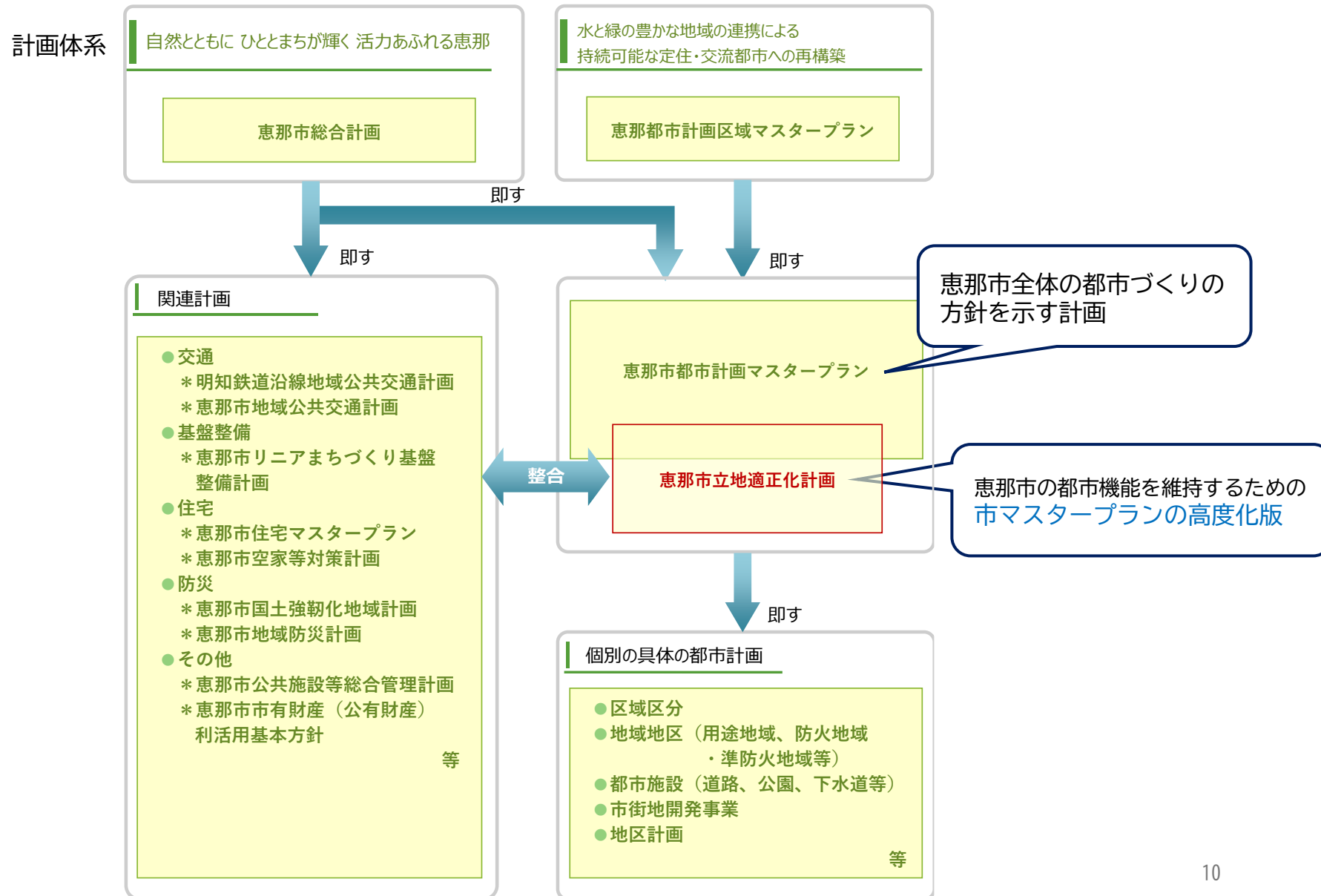
■瑞浪市（令和3年(2021)年4月 策定）

- ・目標年次：令和17(2035)年
- ※ 基準年（平成27(2015)年）から概ね20年後
- ・中心拠点：瑞浪駅周辺の商店街を中心とする市街地

■土岐市 作成中

資料：国土交通省資料を基に作成

## 2 制度概要 立地適正化計画の位置づけ



# 2 制度概要 立地適正化計画の位置づけ

## 都市計画マスタープランでの位置づけ

### ① 都市計画マスタープランの構造

- 第1章 策定の目的と位置づけ
- 第2章 都市づくりの現状と課題
- 第3章 全体構想
- 第 章 立地適正化計画
- 第4章 地域別構想
- 第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

### ② 全体構想（抜粋）

○都市計画区域外での土地利用の制限、農地・森林の保全

- ・都市計画区域外は、基本的に農地や森林の保全を図るものとし、まちづくり条例の活用などによる土地利用規制誘導を検討します。  
～（略）～
- ・「生活拠点」である各地域の中心地（振興事務所周辺など）では、公共交通の利便性の向上、生活基盤施設の充実などを通じて、人口と住宅、生活サービス機能の維持・集積を図り、まちづくり資源を活かした特色のある地域の拠点を創出します。

### ③ 地域別構想 の地域区分



### ④ 南部地域の地域づくり方針図



## 2 制度概要 立地適正化計画をめぐる誤解

### 立地適正化計画をめぐる誤解

#### 一極集中

- ・地域を切り捨て、市内の主要な拠点（恵那駅周辺等）1箇所に全てを集約させる政策ではないか

#### 全ての人口の集約

- ・全ての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させることを目指すのではないか

#### 強制的な集約

- ・居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる施策ではないか

#### 地価水準の格差を生む

- ・居住・都市機能を集約する区域の内外で地価水準が大きく分かれ、格差が生じるのではないか

### 正しい認識

#### 多極型の都市構造

- ・中心的な拠点だけではなく、各振興事務所周辺などの地域拠点も含めた、拠点ネットワーク型の都市構造を目指す

#### 全ての人口の集約を図るものではない

- ・誘導により一定エリアで人口密度の維持を目指す、都市郊外部、農村部でもそれぞれの地域特性に応じた居住環境を確保する
- ・例えば、農業従事者が農村部に居住することは合理的（集約で一定エリアの人口密度を維持）

#### 誘導による集約

- ・動機付けを講じながら、時間をかけながら居住や都市機能の集約化を推進

#### 急激な地価変動は生じない

- ・誘導策による中長期的な取組であり、急激な地価変動は見込まれない
- ・まちなかの地価の維持・上昇に加え、都市全体の地価水準の底上げ等の波及効果を期待

## 2 制度概要 拠点ネットワーク都市構造について

### 拠点ネットワーク型都市構造 とは

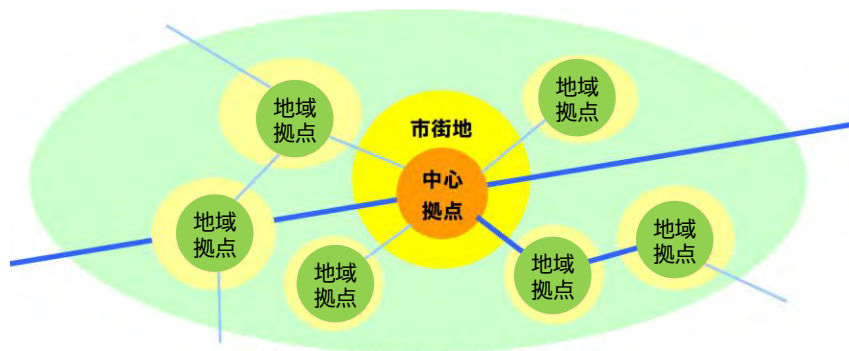
都市機能などが集積した拠点を形成

住宅などの誘導を促進

- **中心拠点** … 都市機能を集積
- **地域拠点** … 各地域のまちづくりの拠点

拠点を相互に結び付ける

- **ネットワーク** … 拠点間をつなぐ（地域交通）



「拠点ネットワーク型都市構造」のイメージ図  
(恵那市都市計画マスタープラン)



土地利用構想のイメージ図  
(第3次恵那市総合計画(案))

# 2 制度概要 計画で定める主な事項

## 概要

### エリア設定

居住・都市機能を  
誘導するエリアを設定

居住誘導区域  
都市機能誘導区域

### 誘導施設設定

都市機能誘導区域に必要な機能を有する  
施設の種類の規模を設定

ex) 延床面積 〇m<sup>2</sup>以上の食品スーパー 延床面積 〇m<sup>2</sup>以上の病院 など

### 誘導施策、届出・勧告制度の実施

誘導施策 の実施

届出・勧告制度 の実施 ※規制ではない

○居住・都市機能誘導区域外における一定規模の開発・建築等行為

○都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の休廃止 など



計画期間：20年 ※5年ごとに評価、見直し



## 2 制度概要 計画で定める主な事項 エリア設定

### エリア設定

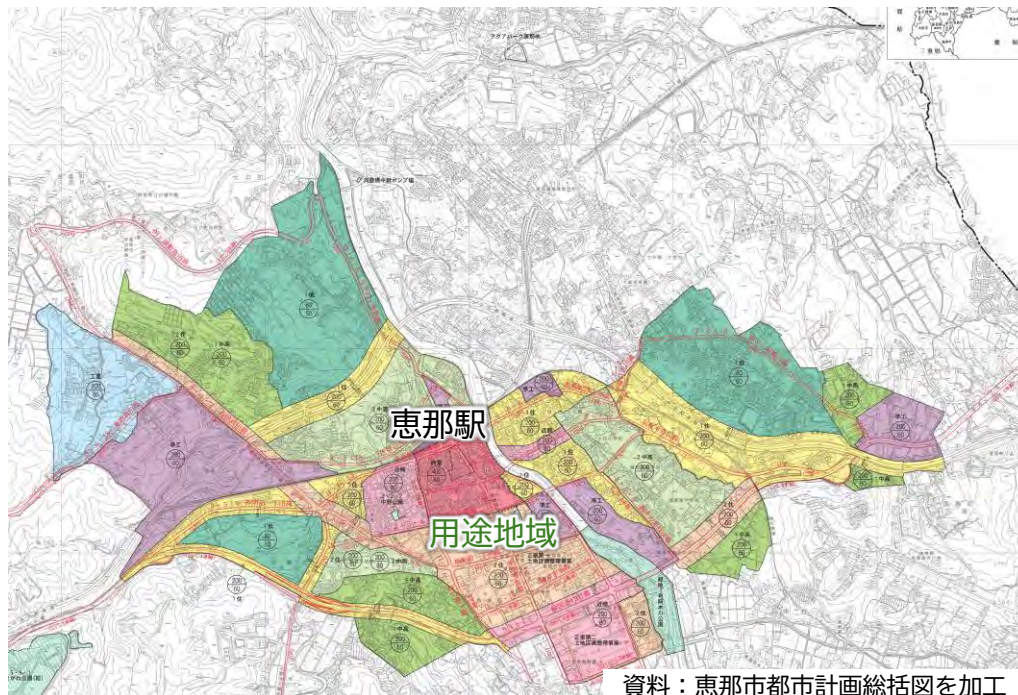
#### 居住・都市機能を 誘導するエリアを設定

立地適正化計画区域＝都市計画区域＝旧恵那

※ レッドゾーンなど 原則として指定できないエリアあり

※ 「都市計画運用指針」

都市機能誘導区域へ誘導することが求められる医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能について、各機能の特性に応じた一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該人口を勘案しつつ定めることが望ましい



資料：恵那市都市計画総括図を加工

立地適正化計画区域  
＝都市計画区域＝旧恵那区域

#### 居住誘導区域

- ・用途地域内
- ・市街地環状道路の  
内側・周辺部の市街地  
などを想定

#### 都市機能誘導区域

立地適正化計画のイメージ



## 2 制度概要 計画で定める主な事項 誘導施設

### 誘導施設 設定

都市機能誘導区域に必要な機能を有する  
施設の種類の規模を設定

例：地方中核都市クラスの中心拠点と地域・生活拠点に対して想定された、各種の機能に対する施設例

|         | 中心拠点                                                                                                         | 地域／生活拠点                                                                                                                       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政機能    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中枢的な行政機能</li> </ul> 例. 本庁舎                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> </ul> 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所                                 |
| 介護福祉機能  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> </ul> 例. 総合福祉センター      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> </ul> 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等 |
| 子育て機能   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> </ul> 例. 子育て総合支援センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> </ul> 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等      |
| 商業機能    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> </ul> 例. 相当規模の商業集積  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> </ul> 例. 延床面積〇m <sup>2</sup> 以上の食品スーパー             |
| 医療機能    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能</li> </ul> 例. 病院                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けることができる機能</li> </ul> 例. 延床面積〇m <sup>2</sup> 以上の診療所                          |
| 金融機能    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> </ul> 例. 銀行、信用金庫                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> </ul> 例. 郵便局                                               |
| 教育・文化機能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> </ul> 例. 文化ホール、中央図書館                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> </ul> 例. 図書館支所、社会教育センター                                 |

資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

## 2 制度概要 計画で定める主な事項 誘導施策、届出・勧告制度

### 誘導施策、届出・勧告制度の実施

#### 誘導施策 の実施

- 都市機能・居住の誘導  
ex) 都市機能誘導区域への  
アクセス道路整備
- 公共交通の利便性向上
- 居住誘導区域外の災害発生のおそれのある  
区域での災害リスクの明示
- 誘導施設、歩行空間の整備
- 市が保有する不動産の有効活用 など

#### 届出・勧告制度 の実施

- 居住誘導区域外における一定規模の開発・建築等行為  
・ 3戸以上 or 1,000m<sup>2</sup>以上 の住宅地開発  
・ 人の居住の用に供する建築物として条例で定めるもの など
- 都市機能誘導区域外における一定規模の開発・建築等行為  
・ 誘導機能を有する建築物の建設
- 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止  
・ 誘導施設を休止または廃止しようとする場合

該当する場合

届出

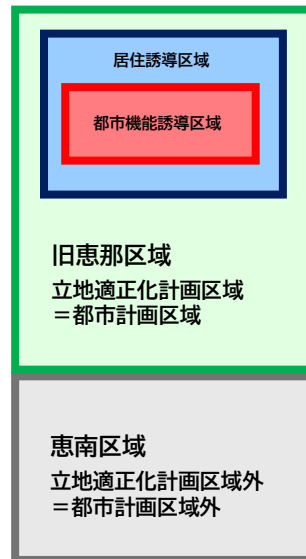
(調整・情報提供)

不調の場合

勧告(助言)

※要 勧告基準

※場合によっては  
公表もあり

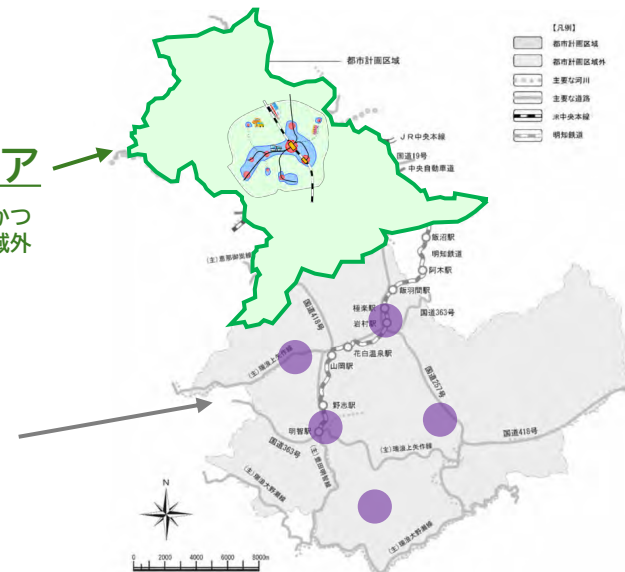


#### 届出対象エリア

※立地適正化計画区域内かつ  
居住・都市機能誘導区域外

#### 届出対象外

※立地適正化計画区域外



# 3 計画（素案）

## 立地適正化計画に記載する事項 一覧

○作成主体：市町村

※単独又は共同して作成する任意計画

○計画事項（都市再生特別措置法第81条第2項に規定）

1. 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
2. 居住誘導区域（市町村が講じる施策を含む）
3. 都市機能誘導区域及び誘導施設（市町村が講じる施策を含む）
4. 誘導施設の立地を図るための事業等
5. 防災指針
6. ②～⑤に基づく取組の推進に関する事項
7. その他、立地の適正化を図るために必要な事項

※上記の記載に基づく法的効果が適用される

（誘導区域外における一定規模以上の住居や  
誘導施設の立地に関する届出等）

# 3 計画（素案）

## 恵那市立地適正化計画の概要について

### 恵那市立地適正化計画で定める主要内容

#### 1 居住誘導区域 の設定

- ・用途地域をベースに、工業系用途地域、レッドゾーン、イエローゾーンを除外
- ・白地地域のうち、住居系用途地域指定を検討している区域を含める

#### 2 都市機能誘導区域 の設定

- ・用途地域のうち、駅南の商業地域、第二種住居地域、近隣商業地域 に指定されているエリアを中心に設定

#### 3 地域拠点 の設定（法定外の任意事項）

- ・第3次恵那市総合計画（案）の土地利用構想をベースに、都市機能が集まる中心拠点と、各地域に地域拠点を設定
- ・都市機能誘導区域のある中心拠点と、地域拠点を交通ネットワークで結び、利便性・生活の質の向上

#### 4 誘導施設（都市機能増進施設） の設定

- ・中心拠点：市役所、図書館・文化会館・美術館等、観光交流センター、大規模小売店舗、食品スーパー、銀行・信用金庫、福祉センター、子育て支援センター、児童センター を設定

#### 5 誘導施策 を記載

- ・届出制度の運用（都市機能区域外への誘導施設の開発・整備や、居住誘導区域外への一定規模以上の開発・整備についての届出制度）による、情報収集・立地の促進など
- ・その他、既存の誘導施策の実施

#### 6 防災指針 を記載

- ・恵那市国土強靱化地域計画、恵那市地域防災計画、岐阜県が公表する土砂災害、洪水、地震に関する情報を基に、都市の防災機能を確保する指針を記載  
→レッドゾーン、イエローゾーンを居住誘導区域から除外

# 3 計画（素案）

## 1 居住誘導区域の設定

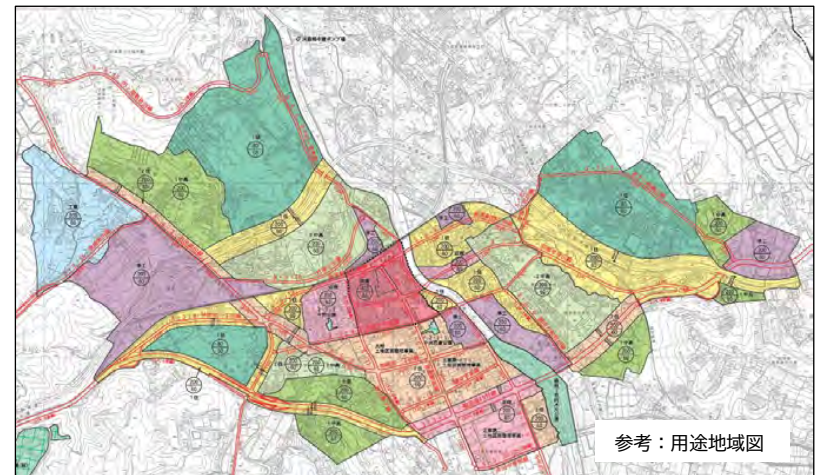
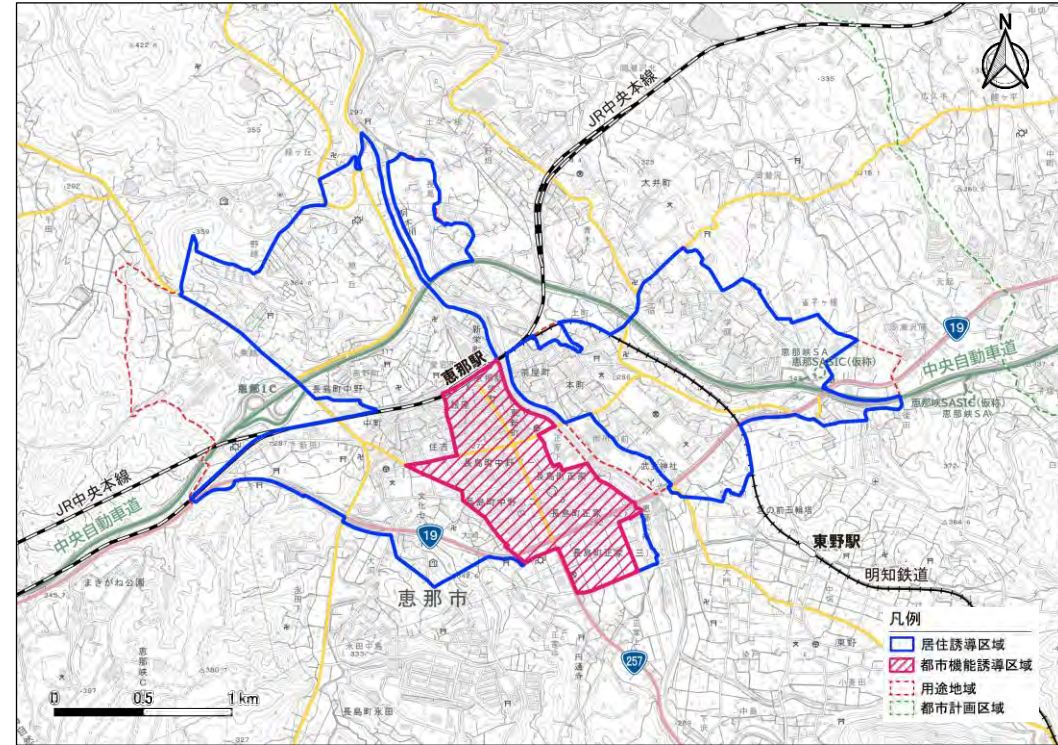
### 1 都市機能・居住を誘導する区域設定の考え方

#### (1) 居住誘導区域（都市計画運用指針）

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべき

立地適正化計画制度のイメージ図



# 3 計画（素案）

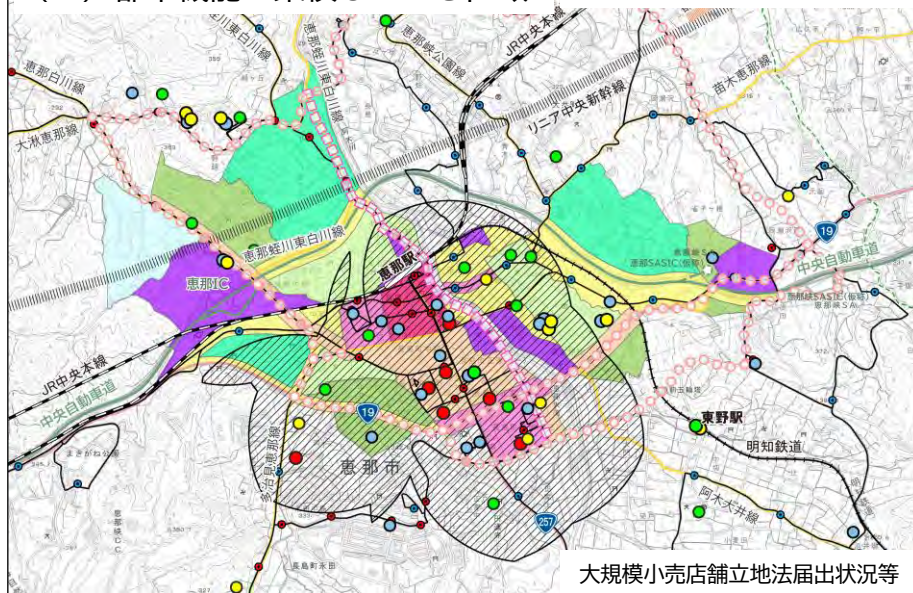
## 1 居住誘導区域の設定

### 2 居住誘導区域に定めることが考えられる区域 ※都市計画運用指針

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

#### (1) 都市機能が集積している区域

生活サービス施設から徒歩圏800m



凡例

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

都市機能施設

- 老人福祉施設
- 児童福祉施設
- 医療施設
- 商業施設

市街地環状道路

市街地縦断道路

バス停

運行本数15本/日以上

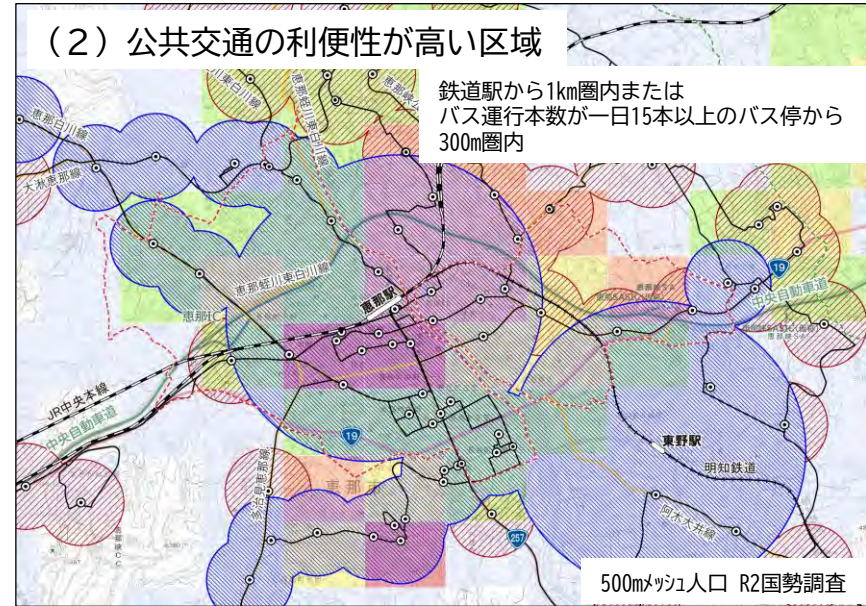
運行本数15本/日未満

バス路線

生活サービス施設圏  
(徒歩800m圏)

#### (2) 公共交通の利便性が高い区域

鉄道駅から1km圏内または  
バス運行本数が一日15本以上のバス停から  
300m圏内



凡例

R2国調人口(人)

- 1 ~ 200
- 201 ~ 400
- 401 ~ 600
- 601 ~ 800
- 801 ~ 1,000

用途地域

都市計画区域

公共交通便利地域

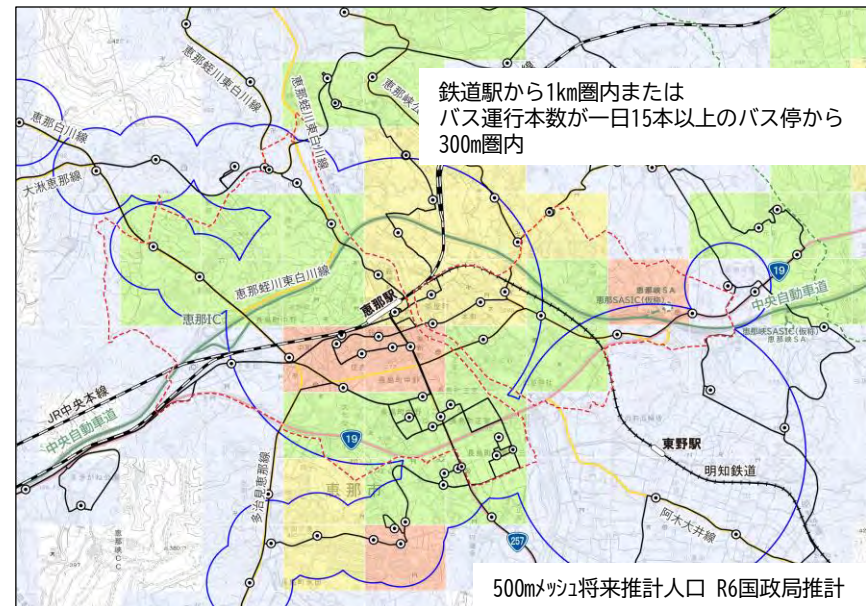
公共交通不便地域

バス停

バス路線

500mメッシュ人口 R2国勢調査

鉄道駅から1km圏内または  
バス運行本数が一日15本以上のバス停から  
300m圏内



凡例

R22推計人口(人)

- 1 ~ 200
- 201 ~ 400
- 401 ~ 600
- 601 ~ 800
- 801 ~ 1,000

用途地域

都市計画区域

公共交通便利地域

公共交通不便地域

バス停

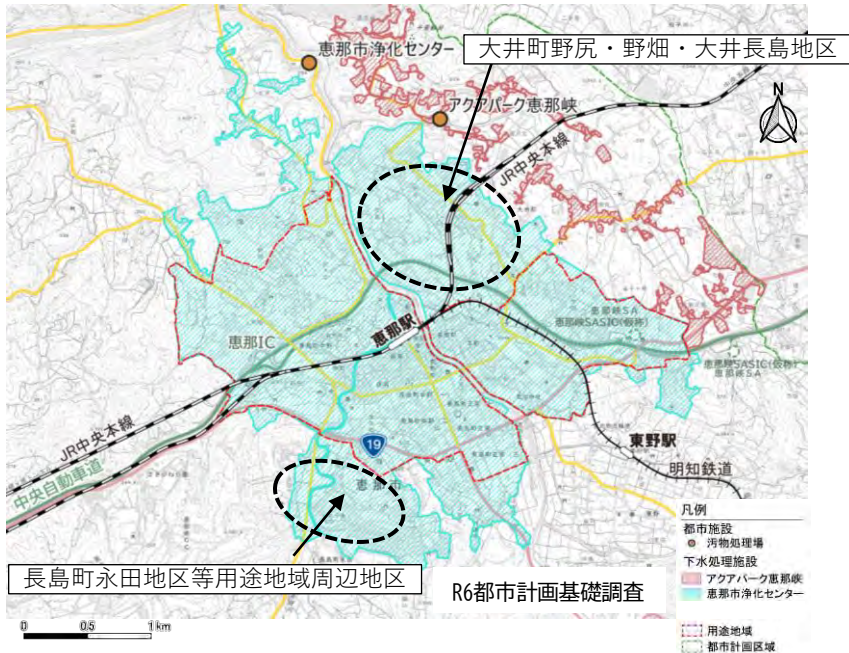
バス路線

500mメッシュ将来推計人口 R6国政局推計

# 3 計画（素案）

## 1 居住誘導区域の設定

### （3）都市基盤が整備されている区域



（1）都市機能が集積している区域 （2）公共交通の利便性が高い区域 （3）都市基盤が整備されている区域 に

用途地域周辺地区 大井町野尻野畑・大井長島地区  
 長島町永田地区 含まれている

用途地域を基本として 居住誘導区域を設定

都市計画区域内で用途地域指定がない「白地地域」のうち、将来的に良好な住環境の形成に向けて、住居系の土地利用及び住居系用途地域の指定を検討している

大井長島地区 を 居住誘導区域に含める

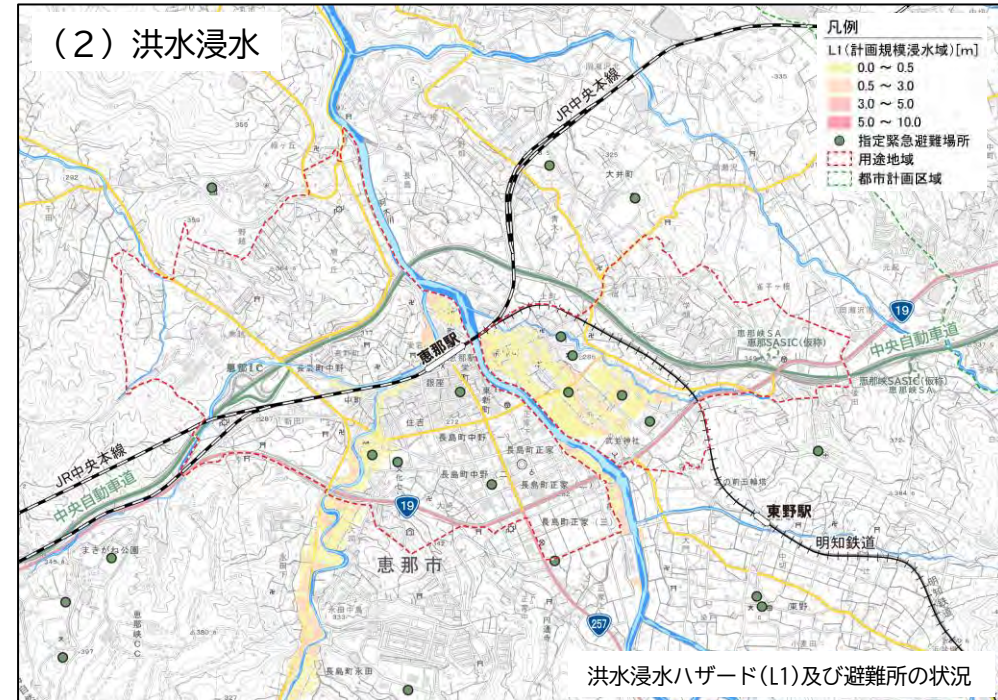
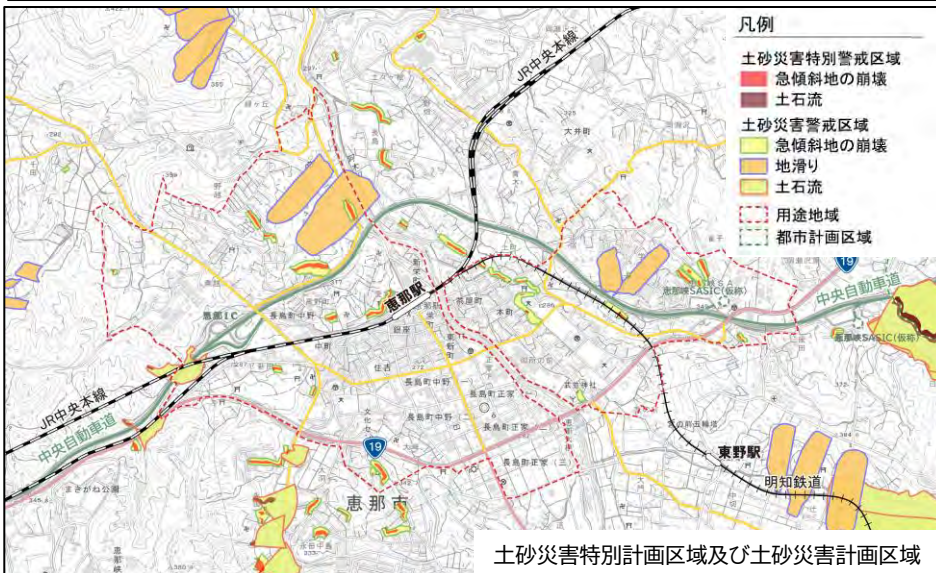
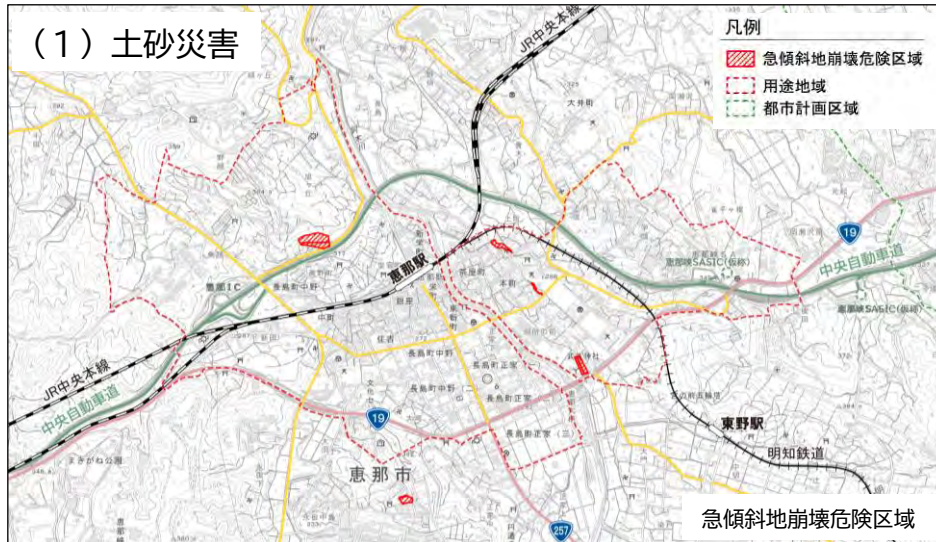
### 3 居住誘導区域に含めない区域の抽出

※「都市再生特別措置法」「都市計画運用指針」

| 区域名                       | 設定不可 | 原則不可 | 状況を踏まえ原則不可 | 慎重に判断 | 備考                                                                             |
|---------------------------|------|------|------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 市街化調整区域                   | —    | —    | —          | —     | 区域区分を行っていない市町村においては、立地適正化計画を線引きの代替的措置として活用し、緩やかなコントロール手法により居住を一定の区域に誘導することが重要。 |
| 災害危険区域                    | —    | —    | —          | —     | 住宅禁止以外は原則不可                                                                    |
| 都計法施行令8-2<br>(用途地域指定不可地域) | —    | —    | —          | —     | 農用地区域、農地/採草放牧地、特別地域/保安林等                                                       |
| 地すべり防止区域                  | —    | —    | —          | —     | 対策工事済みは設定可                                                                     |
| 急傾斜地崩壊危険区域                | 該当   | —    | —          | —     | 対策工事済みは設定可                                                                     |
| 土砂災害警戒区域                  | —    | —    | 該当         | —     | 指定条件を満たさず解除となった場合は設定可                                                          |
| 土砂災害特別警戒区域                | 該当   | —    | —          | —     |                                                                                |
| 津波災害警戒区域                  | —    | —    | —          | —     |                                                                                |
| 津波災害特別警戒区域                | —    | —    | —          | —     |                                                                                |
| 浸水想定区域<br>(洪水・内水・高潮)      | —    | —    | 該当         | —     |                                                                                |
| 工業専用地域                    | —    | —    | —          | —     |                                                                                |
| 流通業務地区                    | —    | —    | —          | —     |                                                                                |
| 条例等で住宅を禁止しているエリア          | —    | —    | —          | —     | 特別用途地区、地区計画 等                                                                  |
| 住宅団地<br>(空き地が散見)          | —    | —    | —          | —     | 人口増は困難で将来性が低い土地                                                                |
| 工業地域・準工業地域                | —    | —    | —          | 該当    | 工場移転で空き地が進展している土地                                                              |

# 3 計画（素案）

## 1 居住誘導区域の設定

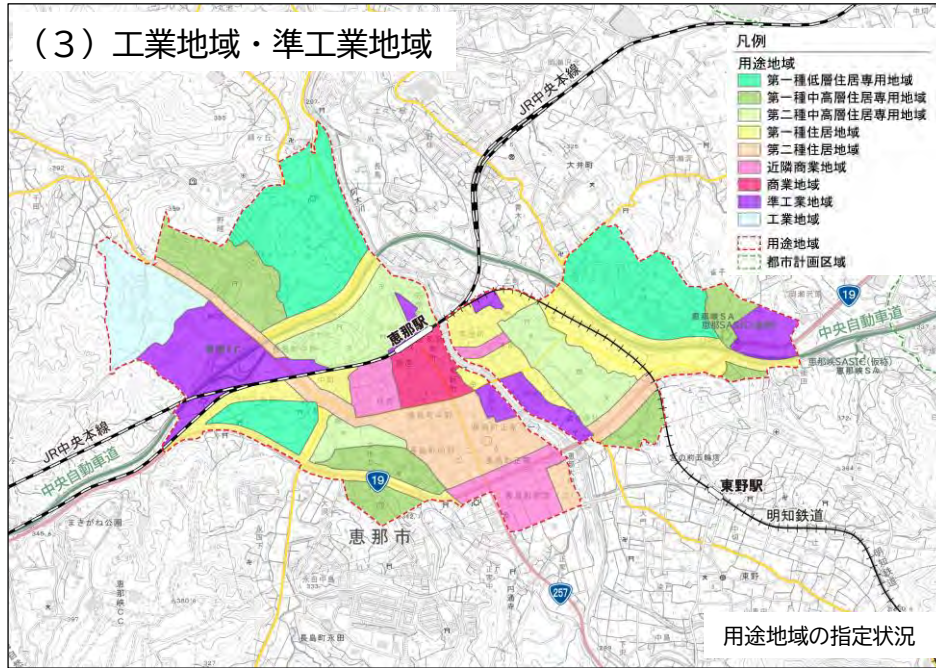


適切な非難行動を促すには課題があるため、  
急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別計画区域、土砂災害計画区域 は  
居住誘導区域から除外

L1の浸水箇所が広範囲に及ぶものの、浸水区域には避難所が設置  
されており、避難訓練等（垂直避難、避難所までの経路の確認等）  
により対応可能と考えられることから、  
居住誘導区域に含める

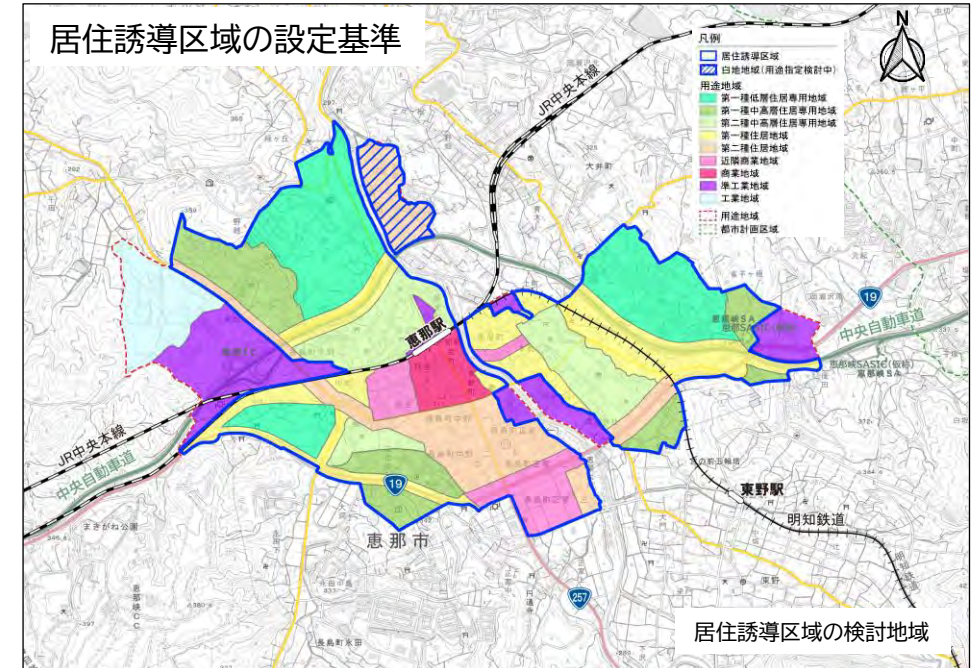
# 3 計画（素案）

## 1 居住誘導区域の設定



居住誘導を促すうえで良好な居住環境は重要な要素と考えられるため、  
工業地域、準工業地域 は 居住誘導区域から除外

## 4 居住誘導区域の設定基準



人口5万人未満の都市における  
居住を誘導する区域における人口密度の指標 18人/ha

※ 都市構造の評価に関するハンドブック（H26年策定, H30年指標更新、国土交通省）

恵那市の人口密度

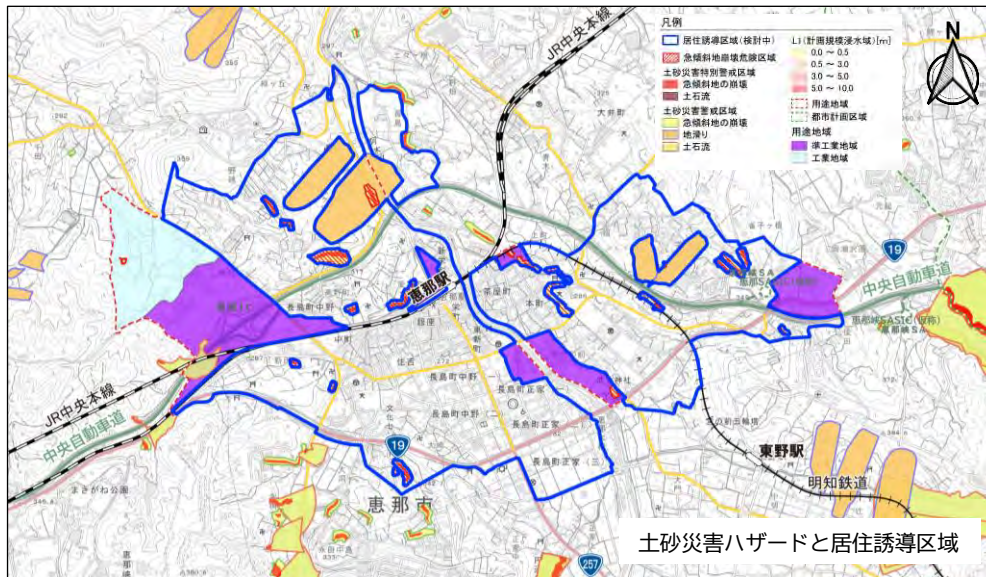
| 地 域    | 人口密度   |
|--------|--------|
| 恵那市全域  | 1人/ha  |
| 用途地域   | 18人/ha |
| 居住誘導区域 | 19人/ha |

居住誘導区域の検討地域の人口密度は、指標を満たしている

# 3 計画（素案）

## 1 居住誘導区域の設定

### 5 土砂災害ハザードと居住誘導区域



急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外

浸水想定区域は原則除外だが、河川整備計画、ソフト対策を踏まえて居住誘導区域に含む

工業地域、準工業地域は居住誘導区域から除外

※他法令等に基づき区域変更があった場合には、変更後の区域に準ずる

### 6 居住誘導区域

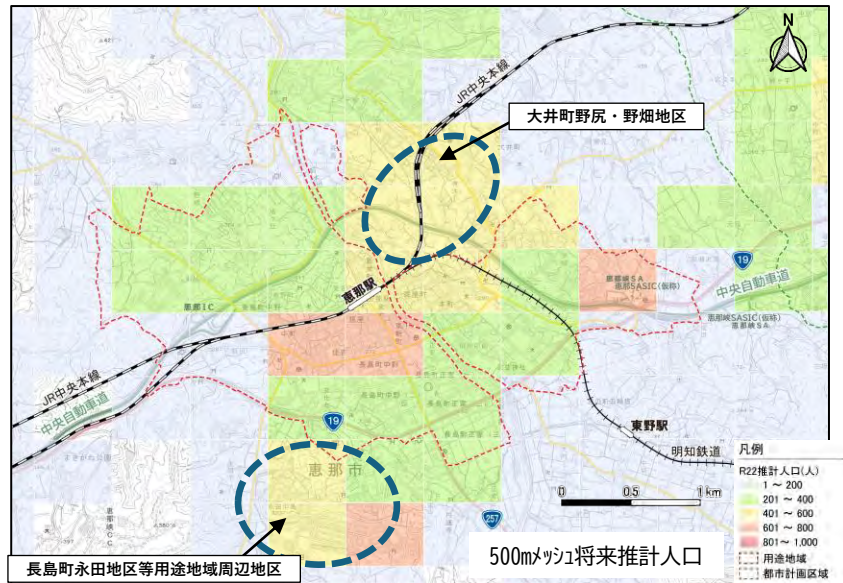


除外する区域の表示が煩雑となるため、除外する土砂災害ハザードと重複する箇所を表示しない

# 3 計画（素案）

## 1 居住誘導区域の設定

### 7 居住誘導準備区域の検討



大井町野尻・野畑地区 長島町永田地区等用途地域周辺地区 は用途地域の指定がないが、人口や都市機能の集積、開発が進んでいる

今後も一定の人口集積が予測、公共下水道等の都市基盤が整備済み  
洪水に対する危険性が低い

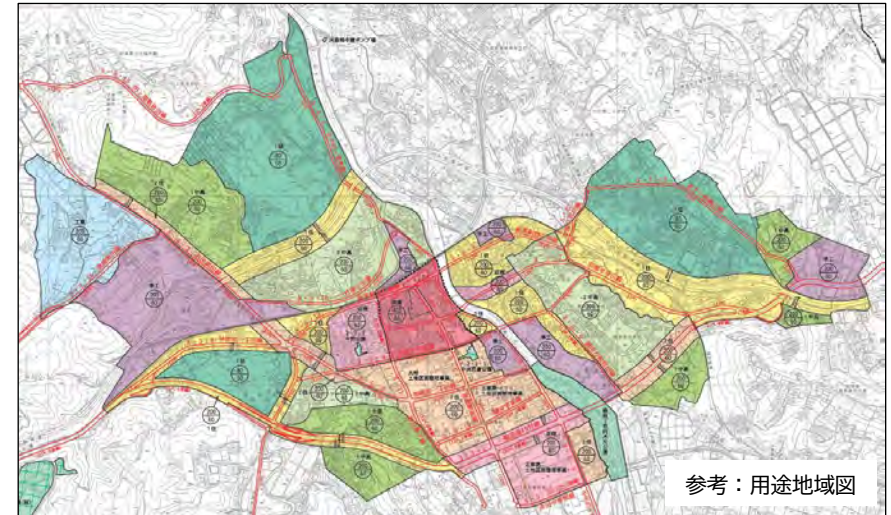
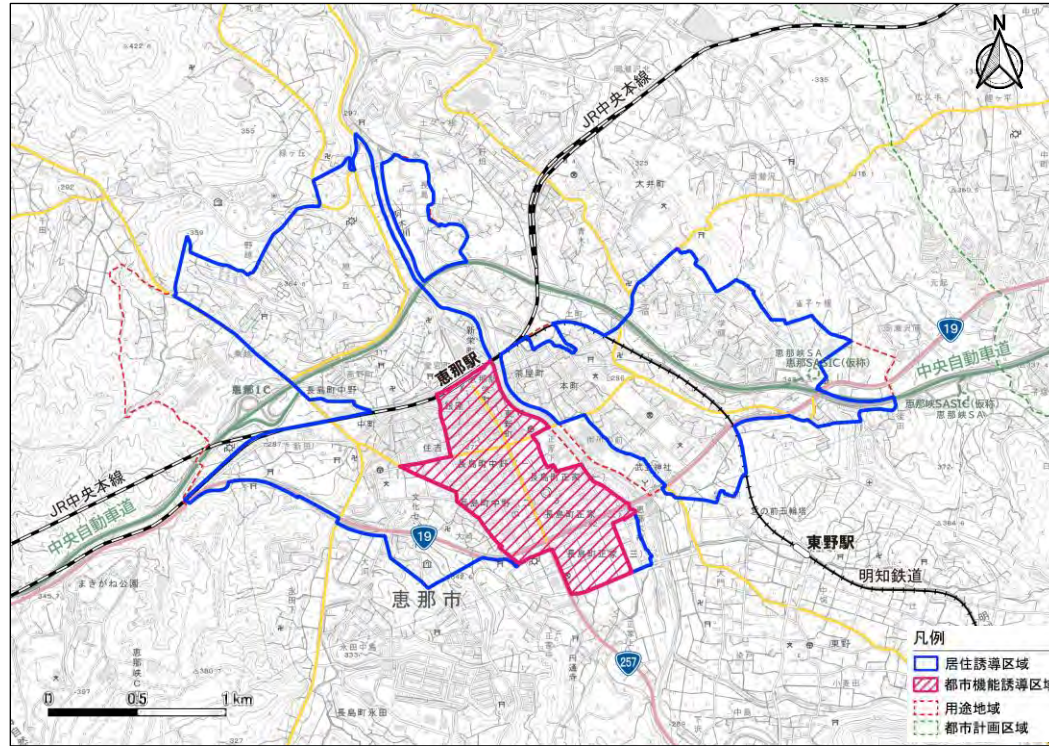
居住誘導準備区域 に位置付け、将来的に居住誘導区域への編入を検討する



# 3 計画（素案）

## 2 都市機能誘導区域の設定

### 2 都市機能誘導区域



居住誘導区域内のうち、  
商業系用途地域と住居系用途地域の中でも、  
店舗・事務所・中規模商業施設も許容される  
第二種住居地域 と、商業地域、近隣商業地域 を中心 に  
都市機能誘導区域 を設定

# 3 計画（素案）

## 3 地域拠点の設定

### 1 生活拠点となる「地域拠点」を設定

#### 「中心拠点」

都市機能を集積させ、恵那市全体の中心的な役割を果たす

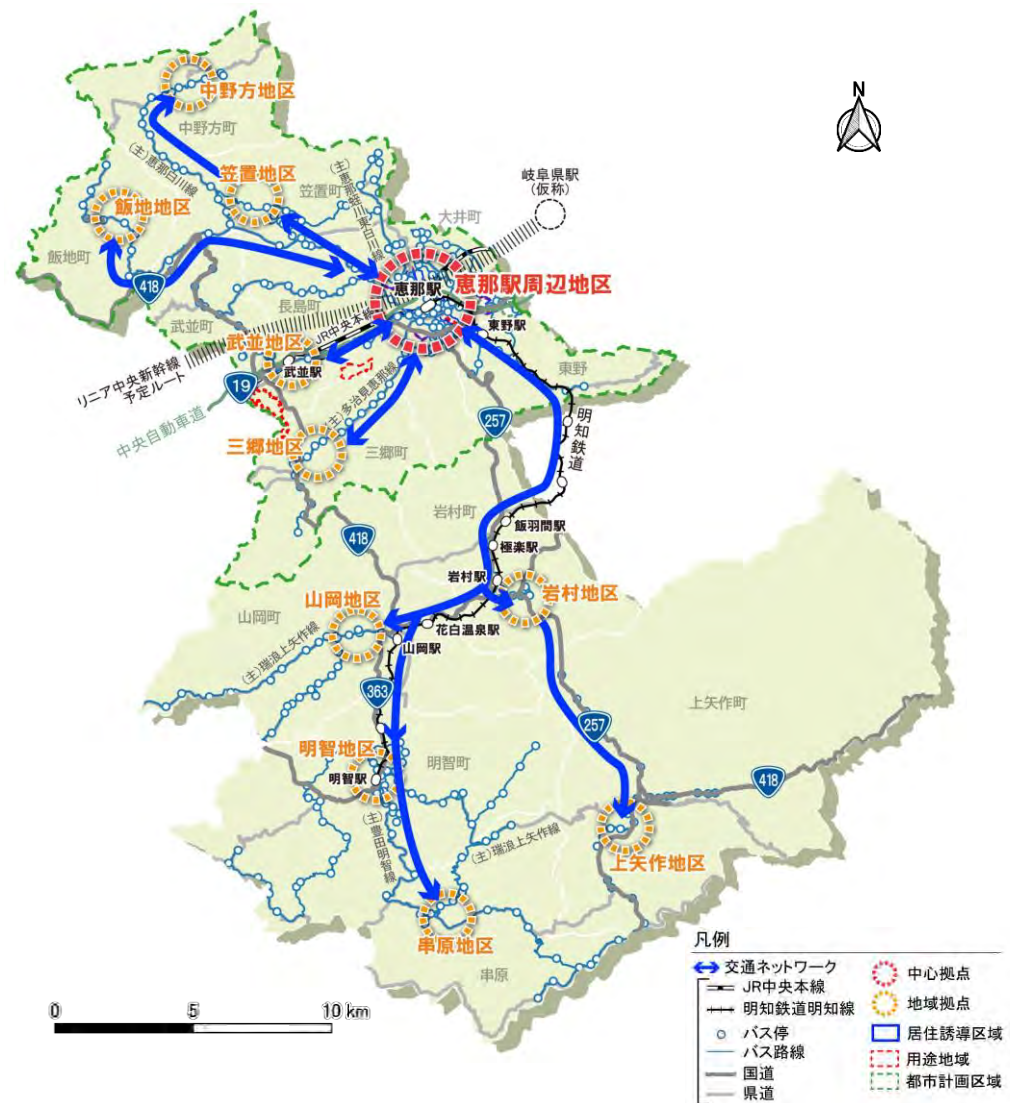
#### 「地域拠点」（11箇所）

主要駅や合併前の旧役場（現振興事務所を含む）が位置する区域及び、従来から生活の拠点となる都市機能が存在し「中心拠点」と交通網で結ばれた地域周辺の区域

（恵那市総合計画の土地利用構想に位置付けあり）

地域拠点には、都市機能誘導区域や居住誘導区域を指定しない

拠点となる駅、公共施設、生活サービス施設等について公共交通をメインとする交通ネットワークで結ぶことで、生活利便性の向上や市民生活の質の向上を図る



# 3 計画（素案）

## 4 誘導施設の設定

### 1 誘導施設の考え方

都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設として「誘導施設」を設定

立地適正化計画における誘導施設は以下の通り

#### ●基本的な考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、**具体の整備計画のある施設を設定**することも考えられる。

この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の**人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める**ことが望ましい。

#### ●誘導施設誘導施設の設定

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の**医療施設**、老人デイサービスセンター等の**社会福祉施設**、**小規模多機能型居宅介護事業所**、**地域包括支援センター**その他の**高齢化の中で必要性の高まる施設**
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の**子育て支援施設**、小学校等の**教育施設**
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の**文化施設**や、スーパーマーケット等の**商業施設**
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の**行政施設**

などを定めることが考えられる。

### 2 誘導施設の設定方針

都市機能誘導区域に立地すべき施設を設定するものだが、拠点ネットワーク型都市構造の実現のため、中心拠点はもとより地域拠点においても必要な施設（機能）を維持する必要がある

よって、誘導施設は以下の方針で設定

- (1) 中心拠点および各地域拠点において、誘導施設に該当する施設の立地状況を整理
- (2) 誘導施設に該当する施設に対し、各拠点において4点を評価
  - ・現在立地しておらず将来的に誘致する
  - ・現在立地しているが区域内に不足しており施設を充実させる
  - ・現在立地しておりこの施設（機能）を維持する
  - ・現在立地していないが誘致しない
- (3) 地域拠点の生活維持に必要であり、都市機能誘導区域（中心拠点）に積極的に誘導すべきでない施設は誘導施設に設定しない

# 3 計画（素案）

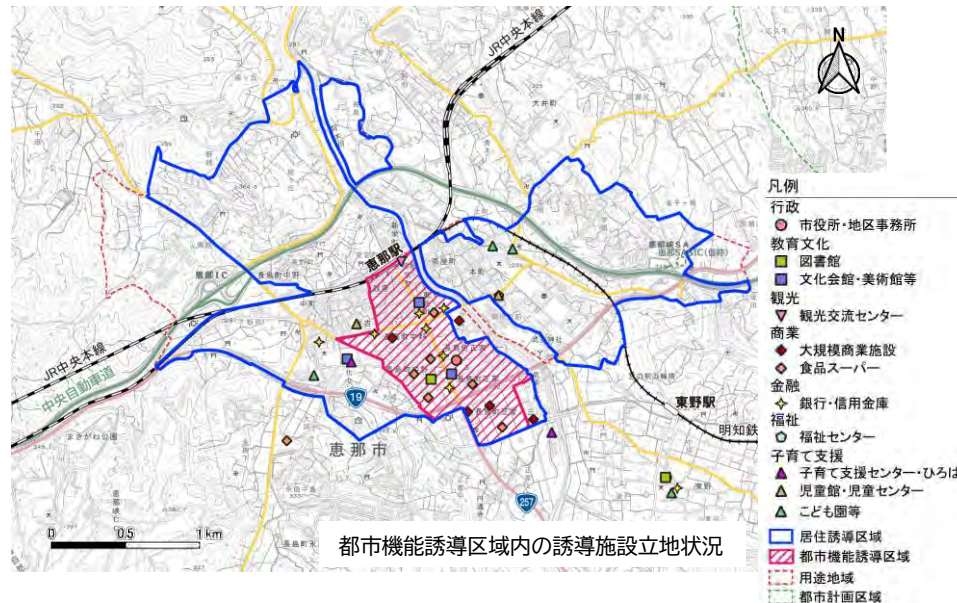
## 4 誘導施設の設定

### 3 誘導施設の設定

本市における誘導施設と、中心拠点（都市機能区域）、地域拠点における各施設の立地状況および誘致の方針は右表の通り

各地域拠点に立地する医療施設は、市民がそれぞれかかりつけ医として利用する重要な施設であるため、誘導施設に位置づけない

同様に、高齢者・障害者福祉施設など福祉機能も地域拠点に立地しているが、都市機能誘導区域への誘導を積極的に勧めるものではなく、誘導施設に位置づけない



誘導施設と立地状況・誘致方針 一覧

| 【凡例】                   |               | 中心拠点        |
|------------------------|---------------|-------------|
| ○：現在立地→維持<br>◎：現在立地→充実 |               | 恵那駅<br>周辺地区 |
| 行政                     | 市役所・地区事務所     | ○           |
| 教育<br>文化               | 図書館           | ○           |
|                        | 文化会館・美術館等     | ○           |
| 観光                     | 観光交流センター      | ◎           |
| 商業                     | 大規模小売店舗       | ○           |
|                        | 食品スーパー        | ◎           |
| 金融                     | 銀行・信用金庫       | ○           |
| 福祉                     | 福祉センター        | ◎           |
| 子育て<br>支援              | 子育て支援センター・ひろば | ◎           |
|                        | 児童館・児童センター    | ○           |

誘導施設の定義

| 施設区分    | 種別            | 該当施設                                                                                                                  |
|---------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政施設    | 市役所・地区事務所     | 地方自治法第4条第1項に規定する施設                                                                                                    |
| 教育文化施設  | 図書館           | 図書館法第2条第1項に規定する図書館相当施設                                                                                                |
|         | 文化会館・美術館等     | 博物館法第2条第1項、第29条に規定する博物館・美術館、これらに相当する施設                                                                                |
| 観光施設    | 観光交流センター      | 観光や恵那市情報の発信拠点                                                                                                         |
| 商業施設    | 大規模小売店舗       | 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する面積1000m <sup>2</sup> 以上で、生鮮三品（青果、精肉、鮮魚）を取り扱うもの                                                   |
|         | 食品スーパー        | 上記以外で、生鮮食品（青果、精肉、鮮魚）を取り扱う店舗                                                                                           |
| 金融施設    | 銀行・信用金庫       | 銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法第4条に規定する信用金庫、労働金庫法第6条に規定する信用金庫、日本郵便株式会社法第4条に規定する郵便局 等                                              |
| 福祉施設    | 福祉センター        | 社会福祉法第14条に規定する総合福祉センター相当施設<br>介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター 施設                                                      |
| 子育て支援施設 | 子育て支援センター・ひろば | 児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設。市全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる施設                                                          |
|         | 児童館・児童センター    | 児童福祉法第40条に規定する児童館、児童センター等施設                                                                                           |
|         | こども園等         | 児童福祉法第39条第1項に規定する保育園、学校教育法第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所等 |

# 3 計画（素案）

## 5 誘導施策の検討

### 1 誘導施策の体系

本市が目指す「拠点ネットワーク型都市構造」の実現に向けて、居住誘導区域と都市機能誘導区域において以下のような誘導施策に取り組み、都市機能の維持・誘導と人口の誘導を図ります。

また、拠点間や拠点内のネットワーク形成の観点から、公共交通の利便性向上のための施策にも取り組むほか、必要な施策を適宜検討して実施します。

| 区分                                     | 施策                         | 中心拠点 | 地域拠点 |
|----------------------------------------|----------------------------|------|------|
| <b>【都市機能誘導区域】</b><br>都市機能を維持・誘導するための施策 | 1-1 空き店舗・空き家有効活用促進事業       | ●    | ●    |
|                                        | 1-2 事業拡大支援事業               | ●    | ●    |
|                                        | 1-3 届出制度の運用                | ●    | ●    |
| <b>【居住誘導区域】</b><br>居住を誘導するための施策        | 2-1 住宅団地開発支援事業奨励金          | ●    | ●    |
|                                        | 2-2 民間分譲住宅地開発支援事業補助金       | ●    | ●    |
|                                        | 2-3 移住定住推進事業               | ●    | ●    |
|                                        | 2-4 届出制度の運用                | ●    | ●    |
|                                        | 2-5 都市計画道路の整備              | ●    | ●    |
|                                        | 2-6 用途地域等の見直し              | ●    | ●    |
|                                        | 2-7 土地区画整理事業の支援            | ●    |      |
| 公共交通の利便性向上のための施策                       | 3-1 地域全体の総合的な公共交通ネットワークの形成 | ●    | ●    |
|                                        | 3-2 バスによる通学利用促進            | ●    | ●    |
|                                        | 3-3 地域によるバス運営の展開           |      | ●    |
|                                        | 3-4 当地域に適したMaaSの実現         | ●    | ●    |
|                                        | 3-5 新たな技術を活用した付加価値の向上      | ●    | ●    |
| 今後検討が必要な施策                             | 4-1 公共施設の集約・適正配置           | ●    | ●    |
|                                        | 4-2 都市計画区域外における都市機能・居住の集約  |      | ●    |
|                                        | 4-3 誘導施設の立地助成              | ●    | ●    |
|                                        | 4-4 市街地再開発事業の検討            | ●    | ●    |
|                                        | 4-5 市営住宅の利活用               | ●    | ●    |
|                                        | 4-6 空家解体補助事業の拡充            | ●    | ●    |
|                                        | 4-7 地区計画制度等の運用             | ●    | ●    |
|                                        | 4-8 都市計画道路の見直し             | ●    | ●    |

# 3 計画（素案）

## 5 誘導施策の検討

### 2 届出制度

住宅や誘導施設の整備動向を把握するため、都市再生特別措置法の規定に基づき、居住誘導区域外と都市機能誘導区域内外において届出制度を運用します。

#### (1) 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅等を建築する場合は、その行為に着手する30日前までに市長への届出が必要になります。

【居住誘導区域外】

| 開発行為                                                                                                                                                                                    | 建築等行為                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも</li> <li>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）</li> <li>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（上記内容）とする場合</li> </ul> |

#### (2) 都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合は、その行為に着手する30日前までに市長への届出が必要になります。

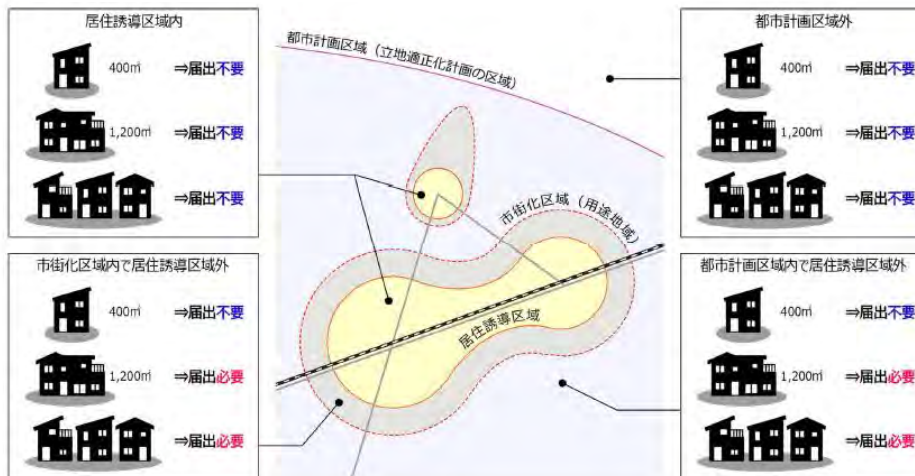
【都市機能誘導区域外】

| 開発行為                                                                             | 建築等行為                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul> |

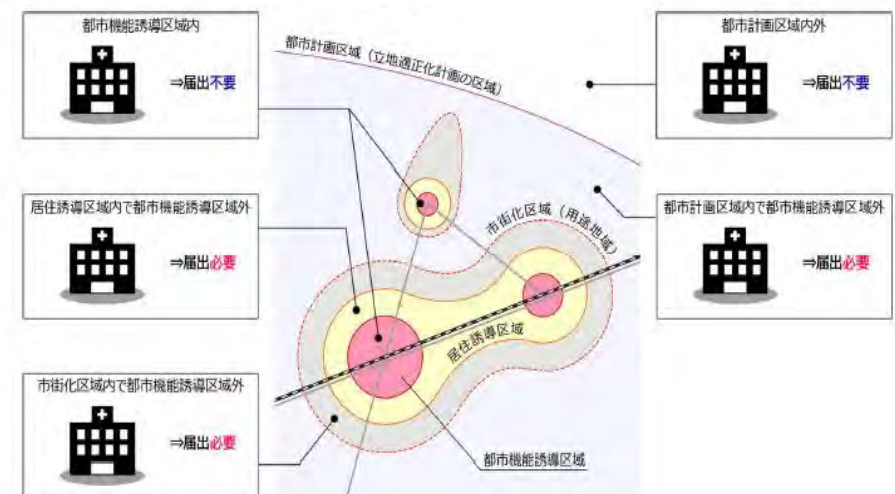
【都市機能誘導区域内】

- 誘導施設を休止または廃止しようとする場合

■ 居住誘導のための届出制度イメージ（病院を誘導施設としている場合）



■ 都市機能誘導のための届出制度イメージ（病院を誘導施設としている場合）



# 3 計画（素案）

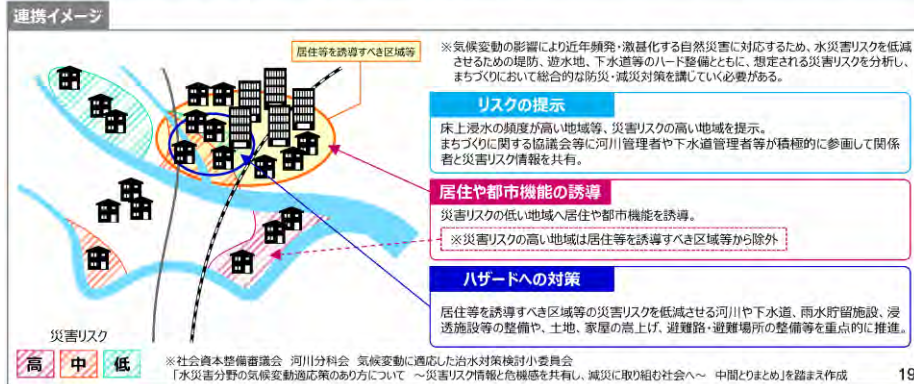
## 6 防災指針

### 1 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの

防災に係る計画である「恵那市国土強靱化地域計画」や「恵那市地域防災計画」と整合を図りながら、居住や都市機能の誘導に向け、都市の防災機能の確保を図るという役割を担う

- コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要。
- 立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため「防災指針」を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけることとしている。居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが必要。
- 防災指針については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、都市再生特別措置法第81条第22項に定める手続きを経た場合、当該計画を防災指針と位置づけることが可能。



立地適正化計画と防災施策との連携

### 2 恵那市における災害ハザード情報

恵那市における災害ハザード情報は以下の通り

| 災害種別                            | 災害ハザード情報等     | 整理内容                                                 |
|---------------------------------|---------------|------------------------------------------------------|
| 土砂災害                            | (1)土砂災害に関する情報 | ○急傾斜地崩壊危険区域<br>○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）&土砂災害警戒区域（イエローゾーン） |
| 洪水<br>※阿木川、永田川、田達川、横町川における洪水が対象 | (2)洪水に関する情報   | ○洪水浸水想定区域（L1計画規模降雨、L2想定最大規模降雨）                       |
| 地震                              | (3)地震に関する情報   | ○想定される震度<br>○液状化                                     |

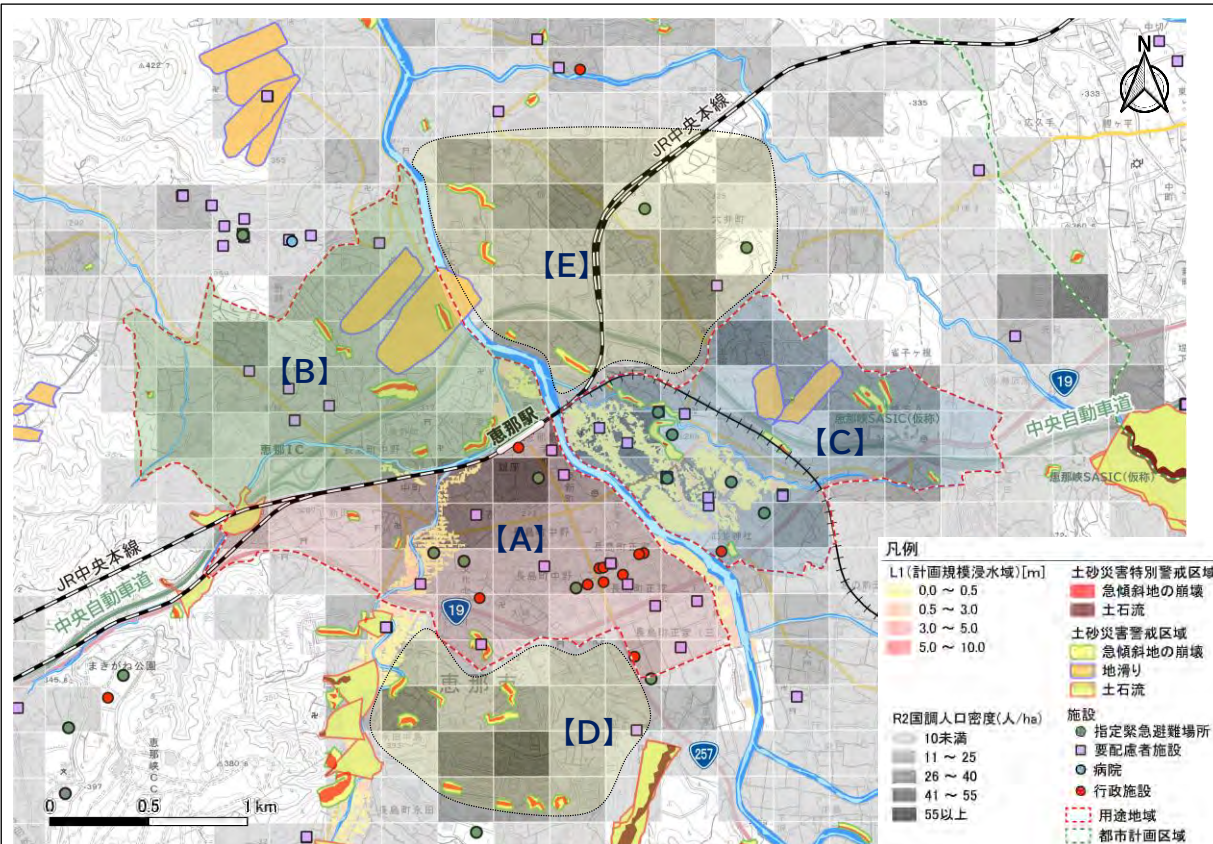
- ※ 本防災指針においては、岐阜県が公表する洪水リスク表示図、及び洪水ハザードマップにおける、想定最大規模降雨、計画規模降雨を記載
- ※ 計画規模降雨とは、氾濫を防ぐための河川の整備の目標を定めた計画の基準として想定した大雨の降雨規模をいう。年超過確率1/10～1/30以下の降雨を想定
- ※ 想定最大規模降雨とは、水防法第14条第1項に規定する想定しうる最大の降雨規模をいう。概ね年超過確率1/1,000以下の降雨を想定
- ※ 年超過確率とは、1年間において一定の規模を超える降雨が発生する確率をいう。例えば、年超過確率1/1,000とは、1年間に発生する確率が0.1%（1/1,000）以下の降雨をいう。1,000年毎に1回といったような発生する周期を示すものではない

# 3 計画（素案）

## 6 防災指針

### 3 防災上の課題

恵那市における災害ハザード情報は以下の通り



#### 【A】JR恵那駅南部地区

・都市機能、住居が多く、人口が集中する地区であり、一部が永田川、田邊川の洪水浸水区域に含まれる。洪水浸水からの防災、減災対策が課題。

#### 【B】JR恵那駅北部地区

・土砂災害からの防災、減災対策が課題。

#### 【C】阿木川東部地区

・阿木川及び横町川の洪水浸水区域に住居が多く、避難所、要配慮者施設も区域に含まれる。洪水浸水からの防災、減災対策が課題。

#### 【D】市街地南部地区

・夜間人口が多い地区であり、土砂災害からの防災、減災対策が課題。

#### 【E】市街地北部地区

・近年、夜間人口が増加している地区であり、土砂災害からの防災、減災対策が課題

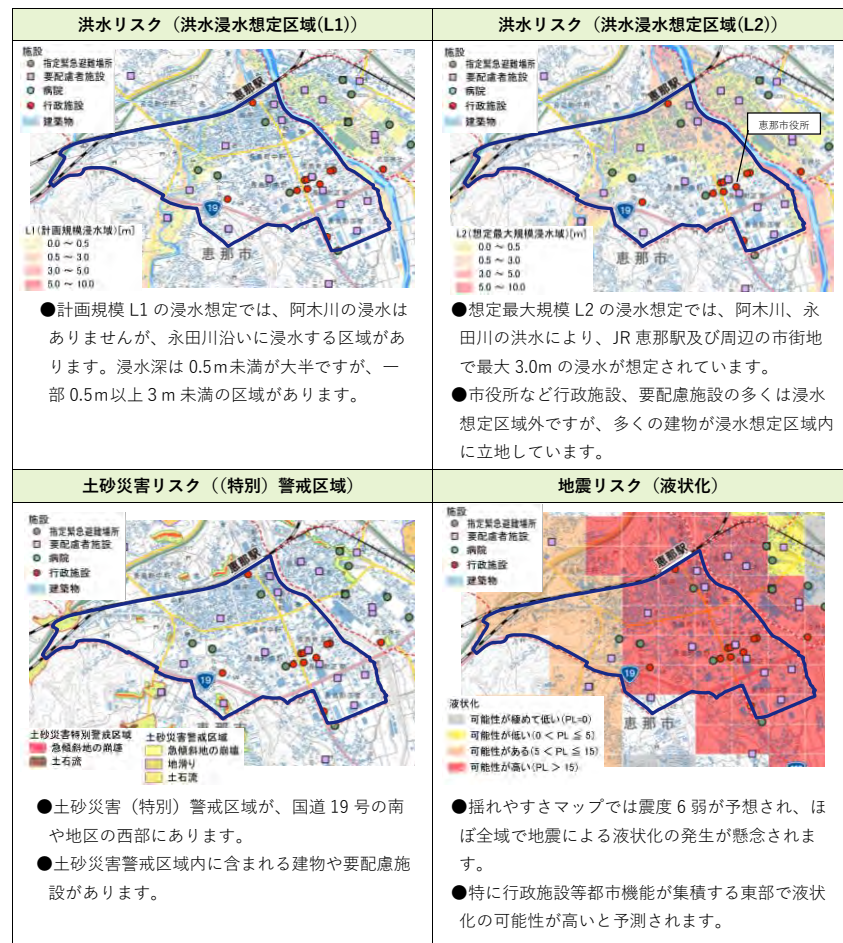
# 3 計画（素案）

## 6 防災指針

### 4 災害リスクの分析・整理

#### 【A】JR恵那駅南部地区

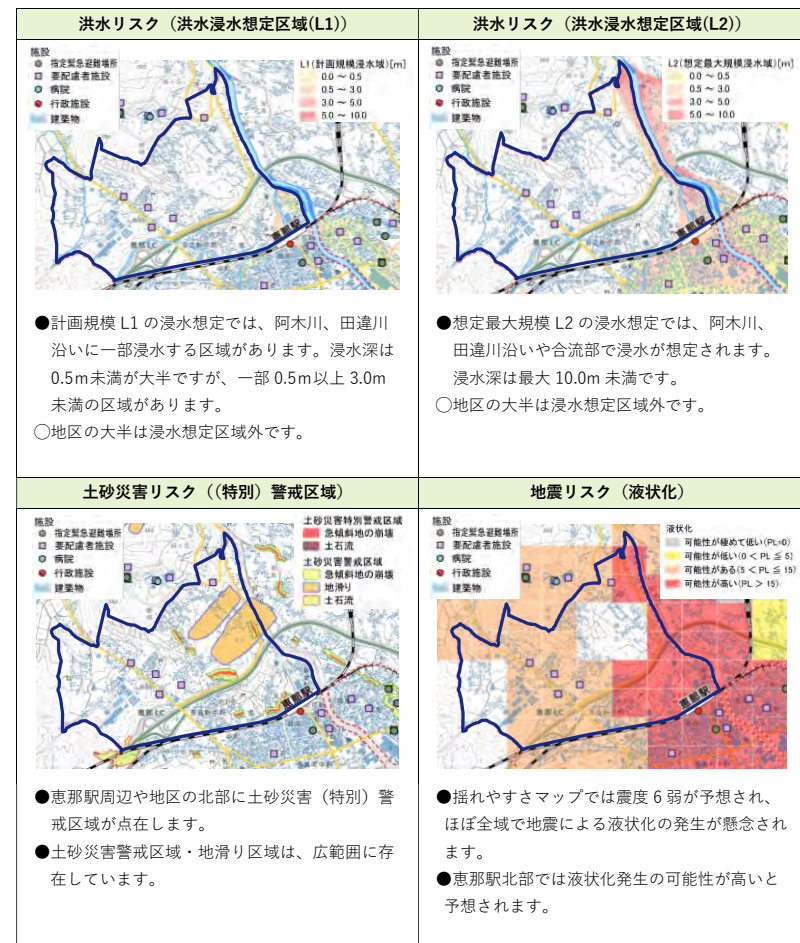
都市機能、住居が多く人口が集中する地区であり、想定最大規模L2では阿木川、永田川の洪水浸水区域に市街地部が含まれます。洪水浸水からの防災、減災対策が課題といえます。



【A】JR恵那駅南部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

#### 【B】JR恵那駅北部地区

洪水のリスクは阿木川沿いなど一部ですが、浸水深は最大 10.0m が想定されます。土砂災害からの防災、減災対策が課題です。



【B】JR恵那駅北部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

# 3 計画（素案）

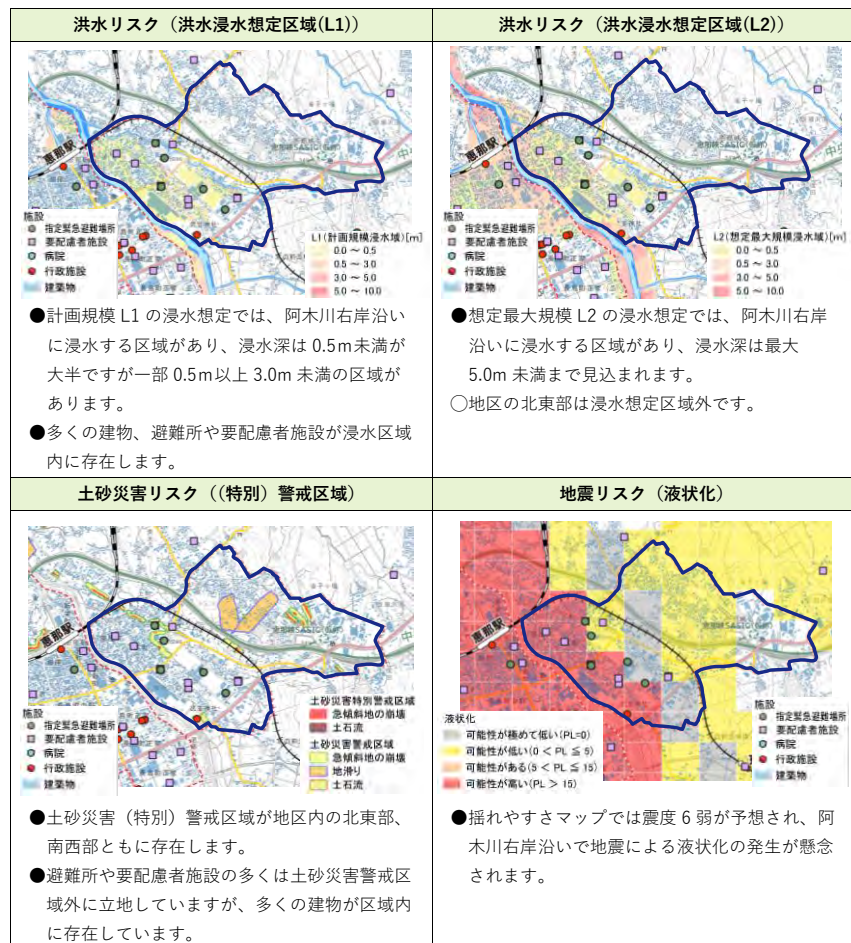
## 6 防災指針

### 4 災害リスクの分析・整理

#### 【C】阿木川東部地区

阿木川及び横町川の洪水浸水区域に住居が多く、避難所、要配慮者施設も浸水想定区域内に多数存在します。

洪水浸水からの防災、減災対策が課題です。

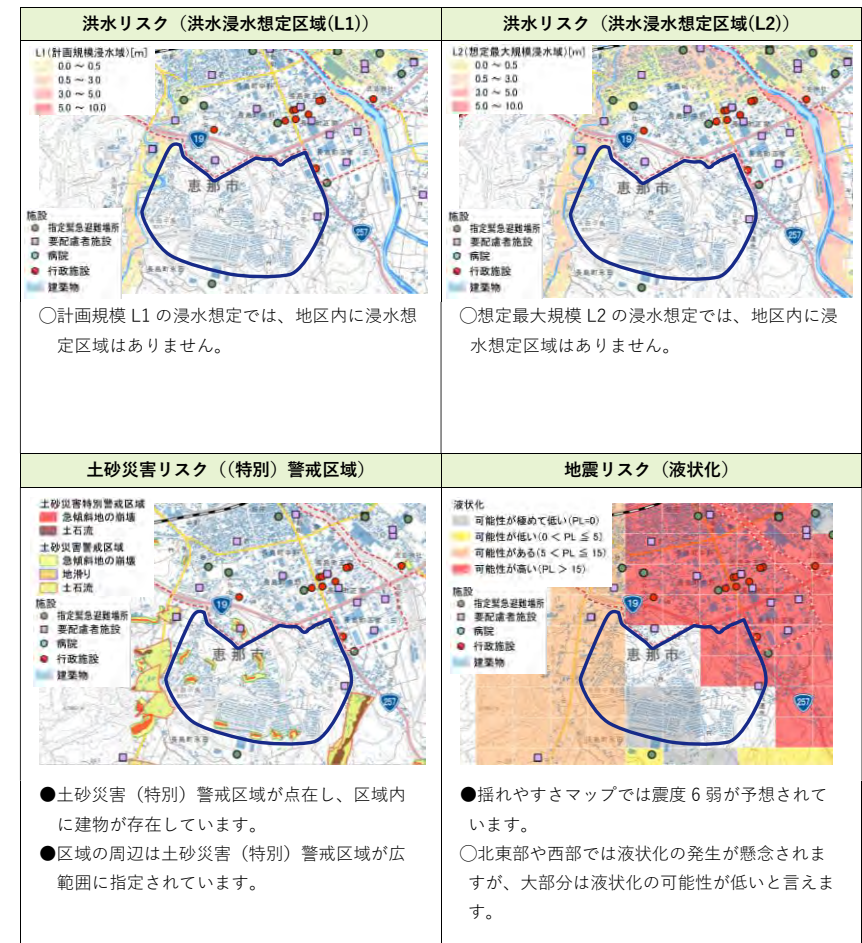


【C】阿木川東部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

#### 【D】市街地南部地区

夜間人口が多い地区です。

洪水浸水、土砂災害のリスクは比較的小さい地区です。



【D】市街地南部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

# 3 計画（素案）

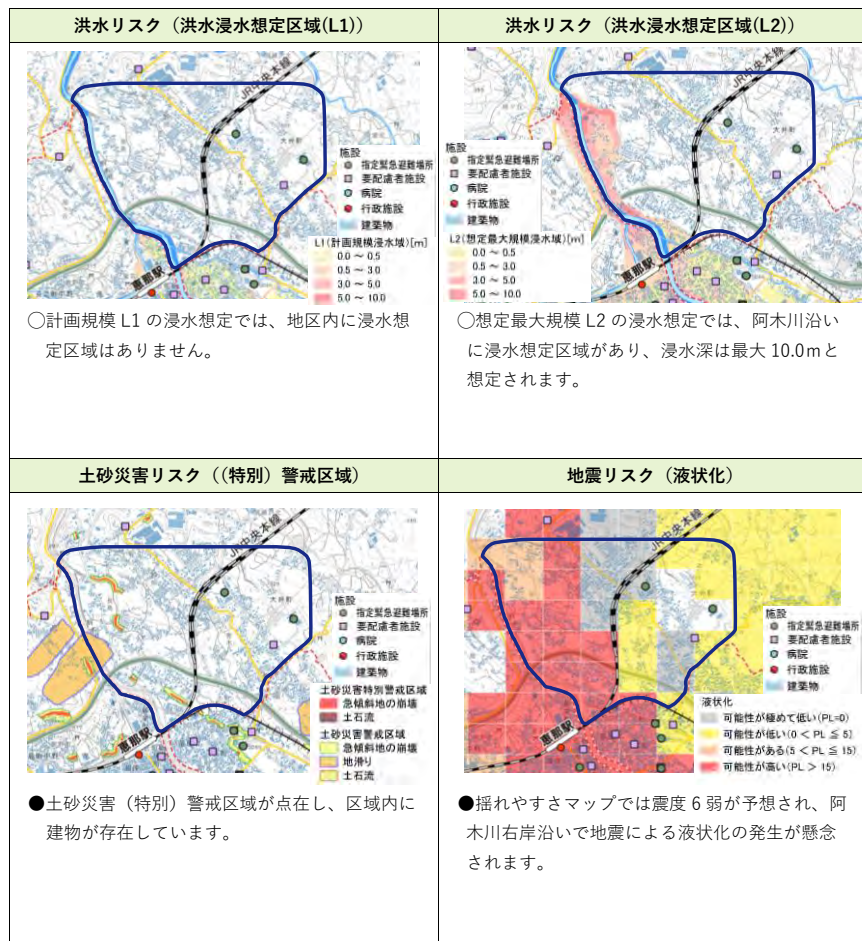
## 6 防災指針

### 4 災害リスクの分析・整理

#### 【E】市街地北部地区

近年、夜間人口が増加している地区です。

一部地区では洪水浸水、土砂災害からの防災、減災対策が課題です。



【E】市街地北部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

### 5 取組方針

前述の洪水浸水及び土砂災害に関する課題を踏まえたうえ、「恵那市国土強靱化地域計画」、「恵那市地域防災計画」との整合を図りながら、都市の防災に関する機能の確保に関する指針として、強靱な地域づくりに向けた重点化施策を推進します

| 分野     |                  | 重点化施策項目(37 項目／全 100 項目)                                          |                                      |
|--------|------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 個別施策分野 | i 行政機能           | ○避難施設の確保<br>○初期消火対策<br>○受援体制の整備<br>○防災拠点としての庁舎機能の向上<br>○避難所機能の充実 | ○消防力の強化<br>○情報伝達ツールの多重化<br>○災害用トイレ対策 |
|        | ii 住宅・都市・土地利用    | ○民間建築物の耐震化<br>○公園整備<br>○公共施設の総合的な管理計画<br>○上下水道施設の耐震化・老朽化対策       | ○空き家対策<br>○ブロック塀の除却推進<br>○公共下水道の整備   |
|        | iii 保健医療・福祉      | ○医療救護体制の充実                                                       |                                      |
|        | iv 産業            | ○企業誘致の推進<br>○農地・農業水利施設等の適切な保安全管理<br>○森林の整備・保全                    | ○ため池の防災対策<br>○地籍調査                   |
|        | v 国土保全・交通        | ○道路整備・狭あい道路解消<br>○急傾斜地及び道路法面の崩壊対策<br>○道路ネットワークの確保<br>○幹線道路整備     | ○河川・水路施設等の整備<br>○通信手段・迂回路の確保         |
|        | vi 環境            | ○災害廃棄物処理体制の充実強化                                                  |                                      |
| 横断的分野  | vii リスクコミュニケーション | ○民間建築物の耐震化(再)<br>○適切な避難行動の周知啓発<br>○通信手段・迂回路の確保(再)                | ○家具固定の推進<br>○地域の防災力の向上<br>○自主防災組織育成  |
|        | viii 老朽化対策       | ○河川・水路施設等の維持・長寿命化対策<br>○道路施設の維持・長寿命化対策<br>○上下水道施設の耐震化・老朽化対策(再)   |                                      |

# 3 計画（素案）

## 6 防災指針

### 6 具体的な取組み

#### （１）取組みの内容

恵那市国土強靱化地域計画と一体的に推進するため、対策を「災害リスクの回避の対策」「災害リスクの低減の対策（ソフト）」「災害リスクの低減の対策（ハード）」の3つに分類

| 施策分野   | 施策項目            | 施策の内容                                                                                       | 災害<br>リスク<br>の<br>回避 | 災害リスク<br>の低減 |     |
|--------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------|-----|
|        |                 |                                                                                             |                      | ソフト          | ハード |
| Ⅰ 行政機能 | 市有建築物の耐震化       | 市有建築物耐震化を計画に基づき行うとともに、非構造部材の耐震化等を実施し、早期に完了させる。                                              |                      |              | ●   |
|        | 避難施設の確保         | 災害に備え、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等の配布等により、避難施設の位置について周知強化を図る。                               |                      | ●            |     |
|        | 緊急地震速報時等の対応強化   | 不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において緊急地震速報を導入するなど適切な維持管理に努めるとともに、各施設において対応訓練の実施、緊急地震速報対応マニュアルの策定等を進める。 |                      | ●            |     |
|        | 防災行政無線          | 移動式無線の配備、維持管理、操作訓練を行う。                                                                      |                      | ●            |     |
|        | 情報伝達ツールの多重化     | 多様なツールでの情報発信の多重化、SNS等の活用を進める。                                                               |                      | ●            |     |
|        | 特設公衆電話の配備       | 避難所等に特設公衆電話を配備し、使用法の普及を進める。                                                                 |                      | ●            |     |
|        | 防災拠点としての庁舎機能の向上 | 市役所等の耐震強化や非常用設備の整備を行う。                                                                      |                      |              | ●   |
|        | 業務継続体制の強化       | BCPに基づく訓練、優先業務の維持体制を強化する。                                                                   |                      | ●            |     |
|        | 避難所機能の充実        | 備蓄品や設備の更新、施設利用計画の策定を行う。                                                                     |                      |              | ●   |

具体的な取組みの内容（１）

| 施策分野         | 施策項目            | 施策の内容                                                                                                       | 災害<br>リスク<br>の<br>回避 | 災害リスク<br>の低減 |     |
|--------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------|-----|
|              |                 |                                                                                                             |                      | ソフト          | ハード |
| Ⅱ 住宅・都市・土地利用 | 民間建築物の耐震化       | 住宅及び多数の者が利用する建築物（１号特定建築物）の耐震化の重要性必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策を一層進めることにより、旧基準建築物の建て替え耐震改修の促進を図る。 |                      | ●            | ●   |
|              |                 | 緊急輸送道路沿いの建築物（３号特定建築物）のうち、旧基準建築物の耐震化を重点的に進める。                                                                |                      |              | ●   |
|              | 市街地整備           | 市街地の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。                                                  |                      |              | ●   |
|              | 公園整備            | 公園は地震災害時に、避難場所、救済活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。                                                |                      | ●            | ●   |
| Ⅲ 保健医療・福祉    | 医療・介護人材の育成      | 災害時に関係者と連携できるよう計画的に会議及び訓練を通じて、県医療機関等との連携の強化を図る。                                                             |                      | ●            |     |
|              | 福祉施設の防災対策       | 民間の社会福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化等を進め、防災減災対策の強化を図る。                                                               |                      |              | ●   |
| Ⅳ 産業         | 観光施設等の耐震化・老朽化対策 | 観光客が訪れる施設の安全性の向上を図るため、市の管理する観光施設の耐震化を進めるとともに、老朽化が進んでいる観光施設については、計画的な更新、維持管理を進める。                            |                      |              | ●   |
|              | ため池の防災対策        | 農業用ため池の堤体の補強や、余水吐断面の拡大等の対策を進めるとともに、住民へため池ハザードマップの一層の周知啓発を図る。                                                |                      | ●            | ●   |

具体的な取組みの内容（２）

# 3 計画（素案）

## 6 防災指針

### 6 具体的な取組み

| 施策分野               | 施策項目               | 施策の内容                                                             | 災害<br>リスク<br>の<br>回避 | 災害リスク<br>の低減 |     |
|--------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------|-----|
|                    |                    |                                                                   |                      | ソフト          | ハード |
| Ⅴ 国土保全<br>・ 交通     | 危険住宅の移転            | がけ地等の土砂災害危険箇所からの住宅移転を支援し、安全な居住環境を確保する。                            | ●                    |              |     |
|                    | 緊急輸送道路等道路ネットワークの確保 | 緊急車両が通行できる機能確保のため、緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の整備や耐震補強、狭あい道路の拡幅を行う。         |                      |              | ●   |
|                    | 橋梁の耐震補強・長寿命化       | 橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の耐震補強と計画的な修繕を進める。                                  |                      |              | ●   |
|                    | 急傾斜地・がけ崩れ対策        | 急傾斜地崩壊危険区域の対策工事や住民への避難指導を実施する。                                    |                      | ●            | ●   |
| Ⅶ リスク<br>コミュニケーション | 外国人への情報伝達          | 多言語表示の避難所看板設置、JIS規格国土地理院ビクトグラムの導入。                                |                      | ●            |     |
|                    | 高齢者等要配慮者への情報伝達     | 要配慮者に向けた配慮ある表現と手段を講じた情報伝達手法の整備。                                   |                      | ●            |     |
|                    | 防災教育・普及啓発          | 自主防災組織地域住民への防災リーダー育成や訓練支援。                                        |                      | ●            |     |
|                    | 避難行動の啓発            | 複数の避難パターンを想定した避難行動計画の普及啓発。                                        |                      | ●            |     |
|                    | 地域と連携した広報体制        | 市民、自主防災組織等と連携した情報伝達や避難誘導体制を構築。                                    |                      | ●            |     |
|                    | 避難訓練の推進            | 地域や学校単位の避難訓練の計画的実施、参加率向上策の検討。                                     |                      | ●            |     |
|                    | 平常時からの啓発活動         | 地域の防災力向上のため、広報紙・SNSなどを通じて継続的な啓発を実施。                               |                      | ●            |     |
| Ⅷ 高齢化<br>対策        | 上下水道施設の耐震化・高齢化対策   | 水道事業及び下水道事業において、更新耐震化が必要な施設や管路の優先順位を定め、計画的に整備を行う。                 |                      |              | ●   |
|                    |                    | 重要施設である浄水場、配水池、ポンプ場、下水処理場などについて、地震動による被害を受けないよう、耐震性の確保と高齢化対策を進める。 |                      |              | ●   |
|                    | 応急危険度判定体制の整備       | 応急危険度判定士及び判定コーディネーターの確保と啓発、必要な資機材の整備、関係団体との連携体制の強化に努める。           |                      | ●            |     |
|                    | 耐震改修促進計画に基づく取組の推進  | 住宅や特定建築物の耐震診断耐震改修の促進など、計画に基づく取組を推進する。                             |                      |              | ●   |

具体的な取組みの内容（3）

### （2）取組みスケジュールと目標

実施時期の目標を以下の通り設定し、検討・計画・準備を実施

| 施策分野                      | 施策項目                  | 主体   | 目標                   | 実施時期の目標    |             |             |
|---------------------------|-----------------------|------|----------------------|------------|-------------|-------------|
|                           |                       |      |                      | 短期<br>(5年) | 中期<br>(10年) | 長期<br>(20年) |
| ii<br>住宅・都市・<br>土地利用      | 民間建築物の耐震化             | 市    | 実施                   | →          | →           | →           |
|                           | 市街地整備                 | 市    | 実施                   | →          | →           | →           |
|                           | 公園整備                  | 市    | 検討                   | →          |             |             |
| iii<br>保健医療<br>・ 福祉       | 医療・介護人材の育成            | 市    | 継続                   | →          | →           | →           |
|                           | 福祉施設の防災対策             | 市    | 検討・準備                |            |             |             |
| iv<br>産業                  | 観光施設等の耐震化・<br>老朽化対策   | 市    | 実施                   | →          | →           | →           |
|                           | ため池の防災対策              | 市    | 検討・準備                |            |             |             |
| Ⅴ<br>国土保全<br>・ 交通         | 危険住宅の移転               | 市    | 検討・準備                |            |             |             |
|                           | 緊急輸送道路の確保             | 市    | 検討・準備                |            |             |             |
|                           | 橋梁の耐震補強・長寿命化          | 市    | 実施                   | →          | →           | →           |
|                           | 急傾斜地・がけ崩れ対策           | 市    | 継続                   | →          | →           | →           |
| Ⅶ<br>リスク<br>コミュニ<br>ケーション | 外国人への情報伝達             | 市・市民 | 継続                   | →          | →           | →           |
|                           | 高齢者等要配慮者への<br>情報伝達    | 市・市民 | 継続                   | →          | →           | →           |
|                           | 防災教育・普及啓発             | 市・市民 | 継続                   | →          | →           | →           |
|                           | 避難行動の啓発               | 市・市民 | 継続                   | →          | →           | →           |
|                           | 地域と連携した広報体制           | 市・市民 | 継続                   | →          | →           | →           |
|                           | 避難訓練の推進               | 市・市民 | 継続                   | →          | →           | →           |
| Ⅷ<br>高齢化<br>対策            | 上下水道施設の耐震化・<br>老朽化対策  | 市    | 上水 78.8%<br>下水 52.4% | →          | →           | →           |
|                           | 応急危険度判定体制の整備          | 市    | 継続                   | →          | →           | →           |
|                           | 耐震改修促進計画に基づく<br>取組の推進 | 市    | 検討・準備                |            |             |             |

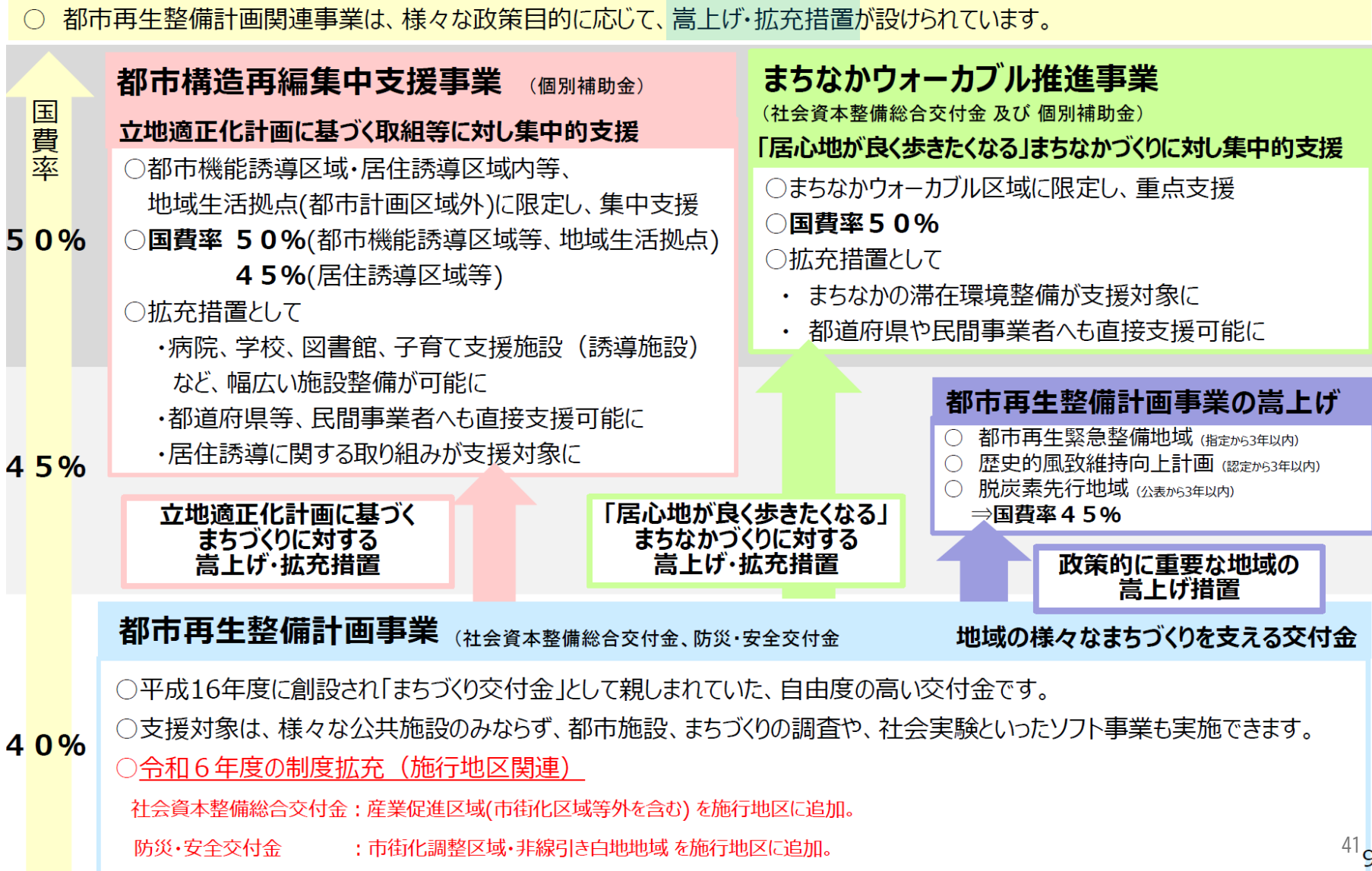
※実施時期の目標（ → : 計画 → : 実施 → : 継続）

取組スケジュールと目標

# 4 参考資料（補助制度）

都市再生整備計画  
都市構造再編集中支援事業

## 都市再生整備計画関連事業の相違点（主なもの）



# 4 参考資料（補助制度）

都市再生整備計画  
都市構造再編集集中支援事業

## 都市構造再編集集中支援事業（個別補助金）

立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援

R7拡充

誘導施設・広域連携誘導施設・既存建造物活用事業（誘導施設）



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

居住誘導促進事業



居住誘導区域へ移転を希望する者への支援

## まちなかウォーカブル推進事業

（社会資本整備総合交付金、個別補助金）

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対し集中的支援

滞在環境整備事業



滞在環境の整備の推進に関する事業等

計画策定支援事業



重点的に取り組むテーマに応じた事業計画の策定

誘導施設相当施設  
・既存建造物活用事業  
（誘導施設相当施設）

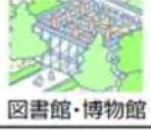
都計区域外の地域生活拠点内



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

高次都市施設



地域交流センター



観光交流センター



テレワーク拠点施設



子育て支援施設



賑わい・交流創出施設



複合交通センター

R7拡充

賑わい・交流創出施設  
（地域資源活用型）

削除

ワーケーション拠点施設

住宅系事業

優良建築物等整備事業  
公営住宅等整備 等

既存建造物活用事業  
（誘導施設除く）

R7拡充



既存建造物を活用した  
高次都市施設等

エリア価値向上整備事業

R7拡充



既存ストックを活用し官民連携で  
エリア価値向上の取組

道路



公園

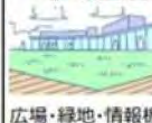
※小規模な公園も対象



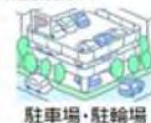
区画整理・再開発



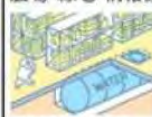
地域生活基盤施設



広場・緑地・情報板



駐車場・駐輪場



地域防災施設



人工地盤  
（デッキ・地下道）



再生可能エネルギー施設



分散型エネルギーシステム\*

高質空間形成施設



緑化施設



電線類  
地中化



歩行支援  
施設  
（バリアフリー施設）



情報化  
基盤施設  
（カメラ・センサー）

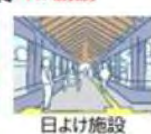
子どもまちなかまちづくり事業



暑熱対策事業 R7創設



緑化施設



日よけ施設

提案事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

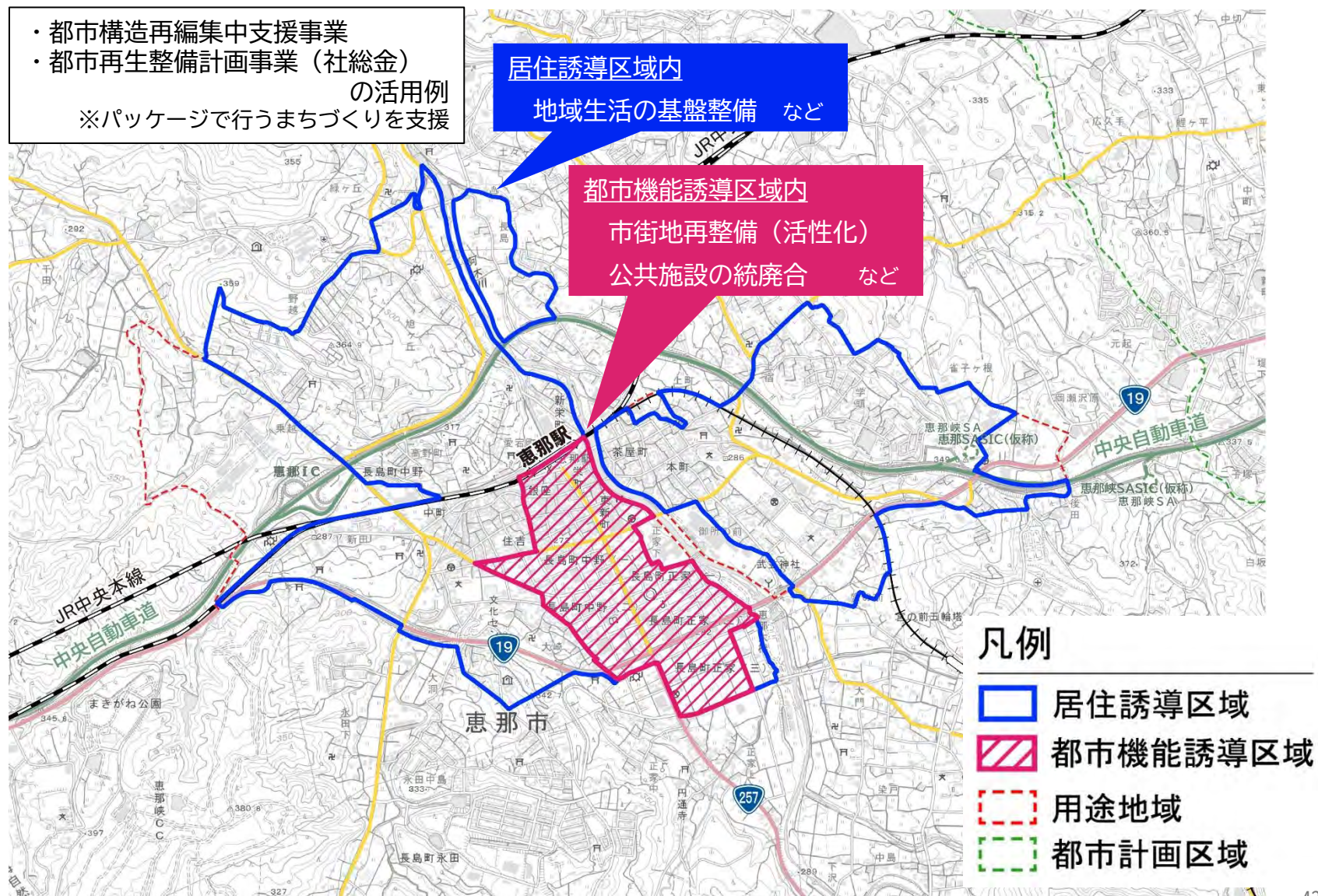
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金※1、防災・安全交付金※2）

地域の様々なまちづくりを支える交付金

※1（産業促進区域内、都市計画区域外の地域生活拠点内）、※2（市街化調整区域等・都市計画区域外の防災拠点内）：一部基幹事業を除く。

# 4 参考資料（補助制度）

補助制度を活用したまちづくり





## 次第4 報告事項

---

# 恵那都市計画道路 雀子ヶ根鏡山線の変更について





# 内容

---

- ① 雀子ヶ根鏡山線の変更概要
- ② 都市計画の変更スケジュール（案）
- ③ 都市計画の変更図書（素案）



# 参考\_都市計画道路とは

## ○都市計画道路とは

- ・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、まちづくりに役立つ道路のこと
- ・都市計画法によりあらかじめルートや道路幅員が決められている
- ・都市計画道路区域内には事業の円滑な実施を確保するため、都市計画法(第53条、第54条)により建築制限がかけられている

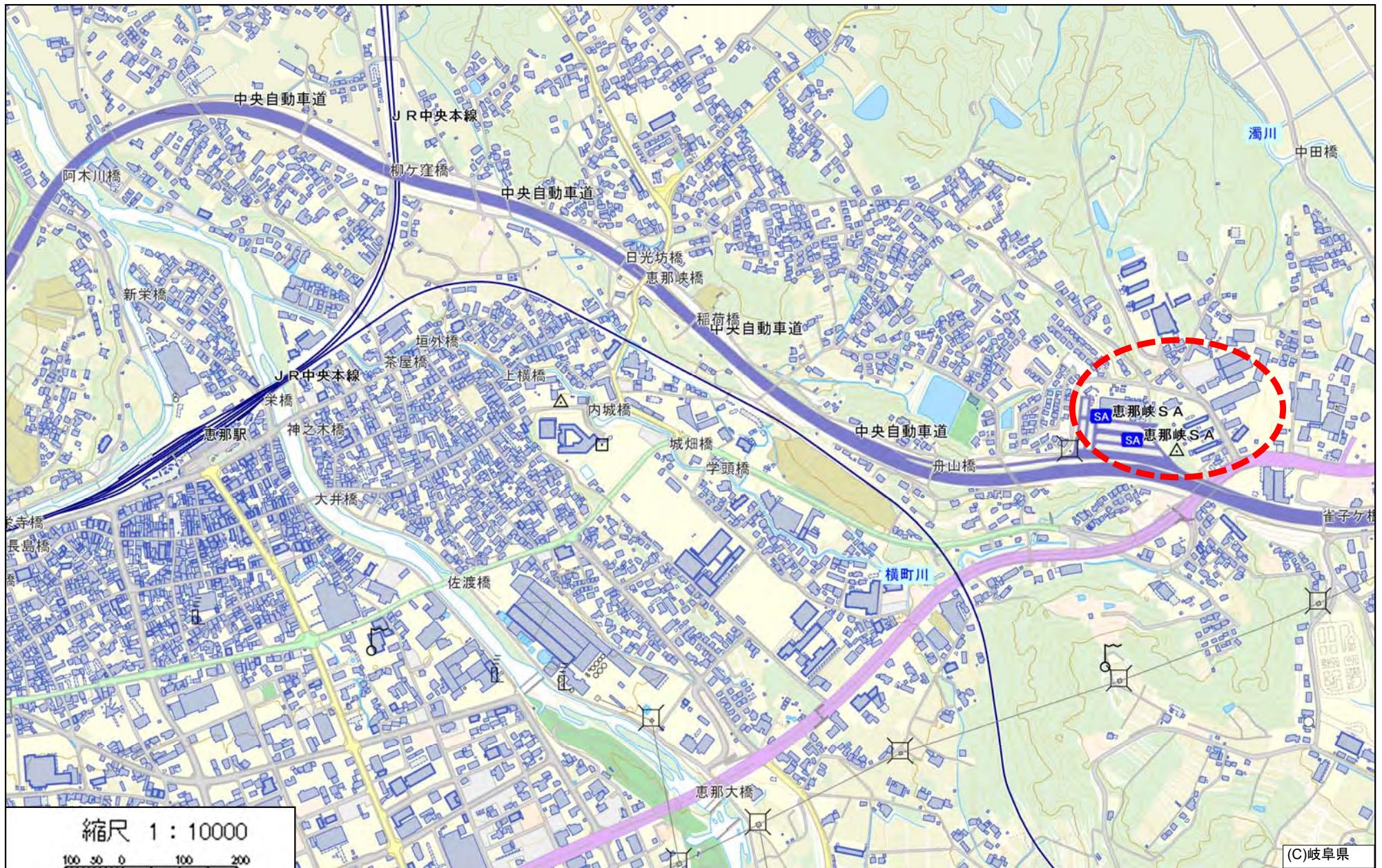
### 都市計画道路が有する機能

| 区分        |         |                          | 内容                                            |
|-----------|---------|--------------------------|-----------------------------------------------|
| ①<br>交通機能 |         | ネットワーク機能                 | 都市計画マスタープラン等における路線の位置付け（主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路など） |
|           |         | 交通需要                     | 将来交通量                                         |
|           |         | 交通処理機能                   | 渋滞の状況                                         |
|           |         | 交通結節機能                   | 高規格道路などのIC や鉄道駅へのアクセス機能                       |
|           |         | 歩行者自転車の通行機能              | 歩行者・自転車ネットワーク関連計画への位置付け                       |
|           | ②沿道利用機能 |                          | 商業系、工業系で沿道利用                                  |
| ③交通安全機能   |         | 自動車同士の交通事故や、歩行者・自転車の交通事故 |                                               |
| ②<br>空間機能 | ①都市環境機能 |                          | 都市の美観の保全や景観まちづくりへの寄与                          |
|           | ②都市防災機能 | ①避難・救援機能                 | 緊急輸送道路の指定状況や避難路としての役割                         |
|           |         | ②防災機能                    | 火災等の拡大を遅延・防止するための空間                           |
|           | ③収容機能   | ①公共交通機関の導入空間             | 幹線バスの通過（将来的な導入計画含む）                           |
|           |         | ②道路付属物のための空間             | 電線類の地中化計画・共同溝の整備計画への位置付け                      |
| ③市街地形成機能  |         |                          | 市街地形成への寄与度（工業・商業開発の可能性のある区域へのアクセス、地域核の形成など）   |



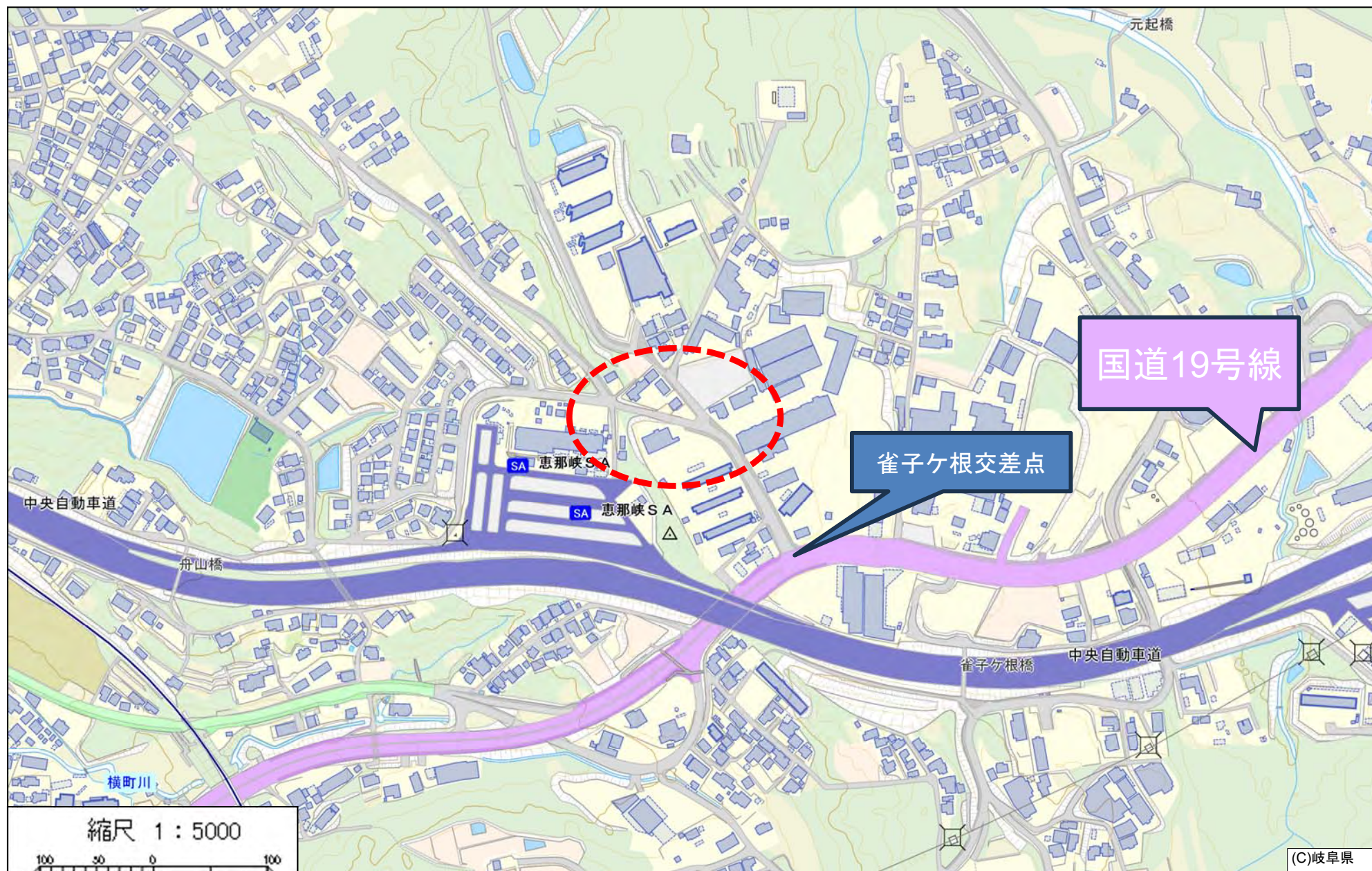


# 参考\_位置図





# 参考\_位置図







# ① 雀子ヶ根鏡山線の変更概要

| 路線名    |         | 変更内容                                                              |
|--------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 3・5・13 | 雀子ヶ根鏡山線 | ○区域の変更<br>起点の変更 無<br>延長の変更 無<br>路線の一部廃止 無<br>名称の変更 無<br>平面線形の変更 有 |

## 【変更理由】

雀子ヶ根鏡山線は、本市の中央部に位置する東西方向の幹線道路である。  
起点は恵那市大井町雀子ヶ根、終点は恵那市大井町鏡山とし、延長約1,220m、幅員13mとして昭和50年に都市計画決定されている。  
本市においては、国及び岐阜県との協議のもと、恵那峡サービスエリアへのスマートインターチェンジの事業化が令和6年9月に決定された。  
これを受け、接続道路の機能的かつ安全な交通処理を確保するため、交差点形状および線形を変更するとともに、一部幅員を9mに変更するものである。





## ② 都市計画の変更スケジュール(案)

| 事 項           | 時 期                        | 備 考                                    |            |
|---------------|----------------------------|----------------------------------------|------------|
| 地元説明会         | 令和5～6年度                    | 恵那峡SIC（仮称）実施計画<br>と合わせて実施              |            |
| 県都市政策課下協議     | 令和7年6月から<br>令和7年9月まで       |                                        |            |
| 計画素案の閲覧       | 令和7年10月中旬から<br>令和7年10月下旬まで | 広報えな10月号にて周知                           |            |
| 県都市建築部長事前協議申請 | 令和7年11月中旬                  |                                        |            |
| 県都市建築部長事前協議承認 | 令和8年1月中旬                   |                                        |            |
| 計画案の縦覧        | 令和8年1月中旬から<br>令和8年1月下旬まで   | 公告の日から2週間（広告日<br>は含まない）<br>広報えな1月号にて周知 | §17-1      |
| 市都市計画審議会      | 令和8年 2月中旬                  |                                        | §19-1, 2   |
| 知事協議          | 令和8年 2月下旬                  |                                        | §19-3      |
| 決定告示          | 令和8年 3月下旬                  |                                        | §20<br>§21 |



(素案)

恵那都市計画道路の変更（恵那市決定）

都市計画道路中 3・5・13 号雀子ヶ根鏡山線を次のように変更する。

| 種別   | 名称     |         | 位置          |           |            | 区域       | 構造   |      |     |                      | 備考        |
|------|--------|---------|-------------|-----------|------------|----------|------|------|-----|----------------------|-----------|
|      | 番号     | 路線名     | 起点          | 終点        | 主な経過地      | 延長       | 構造形式 | 車線の数 | 幅員  | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 |           |
| 幹線街路 | 3・5・13 | 雀子ヶ根鏡山線 | 恵那市大井町字雀子ヶ根 | 恵那市大井町字鏡山 | 恵那市大井町字南関戸 | 約 1,220m | 地表式  | 2 車線 | 13m | 幹線街路と平面交差 2 箇所       | 一部幅員が 9 m |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由  
恵那峡サービスエリアにスマートインターチェンジが設置されることを受け、接続道路の機能的かつ安全な交通処理を確保するため、交差点形状および線形を変更するとともに、一部幅員を 9 mに変更するものである。

## 恵那都市計画道路 変更理由書

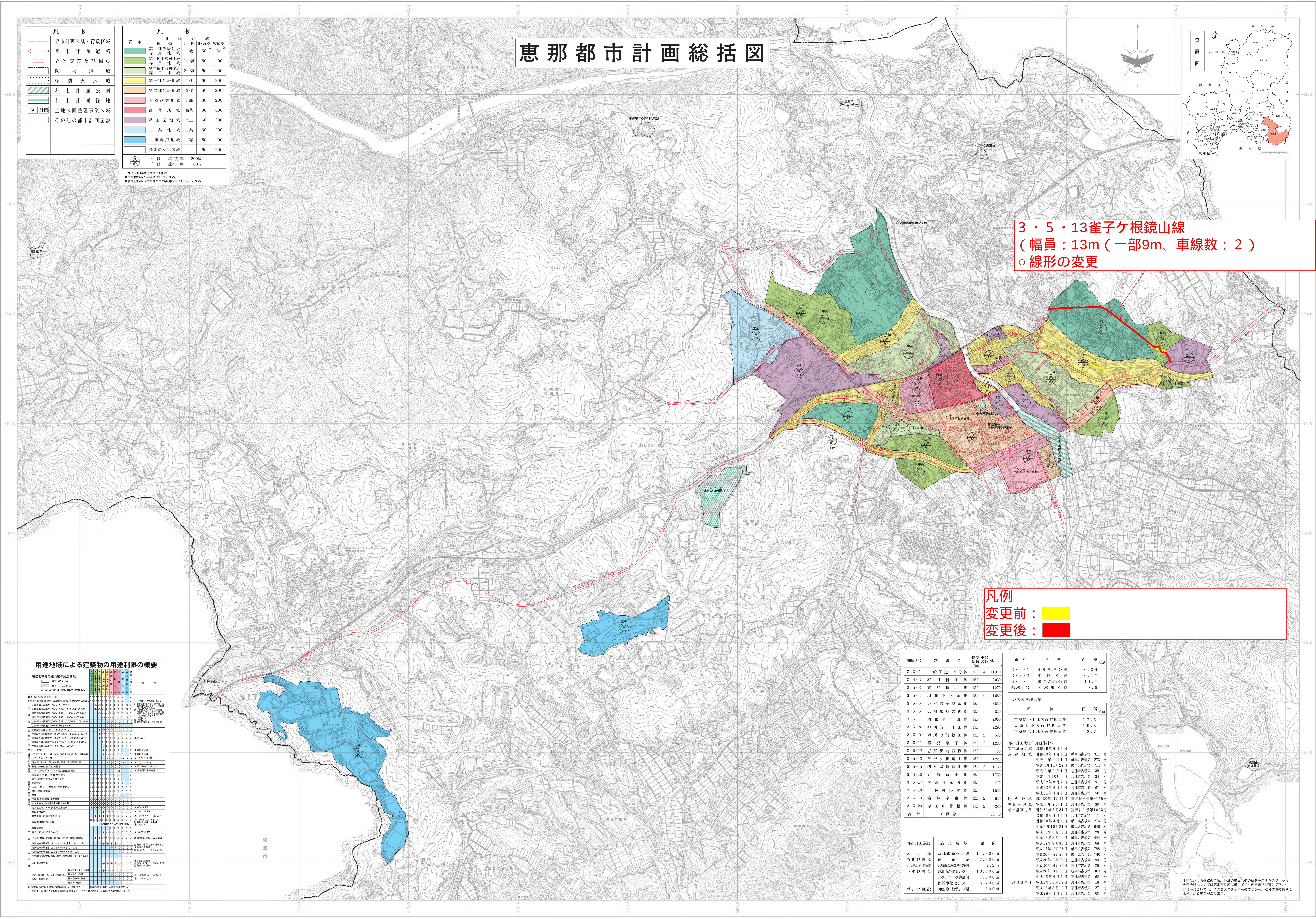
### ３・５・１３ 雀子ヶ根鏡山線

雀子ヶ根鏡山線は、本市の中央部に位置する東西方向の幹線道路である。

起点は恵那市大井町雀子ヶ根、終点は恵那市大井町鏡山とし、延長約１，２２０ｍ、幅員１３ｍとして昭和５０年に都市計画決定されている。

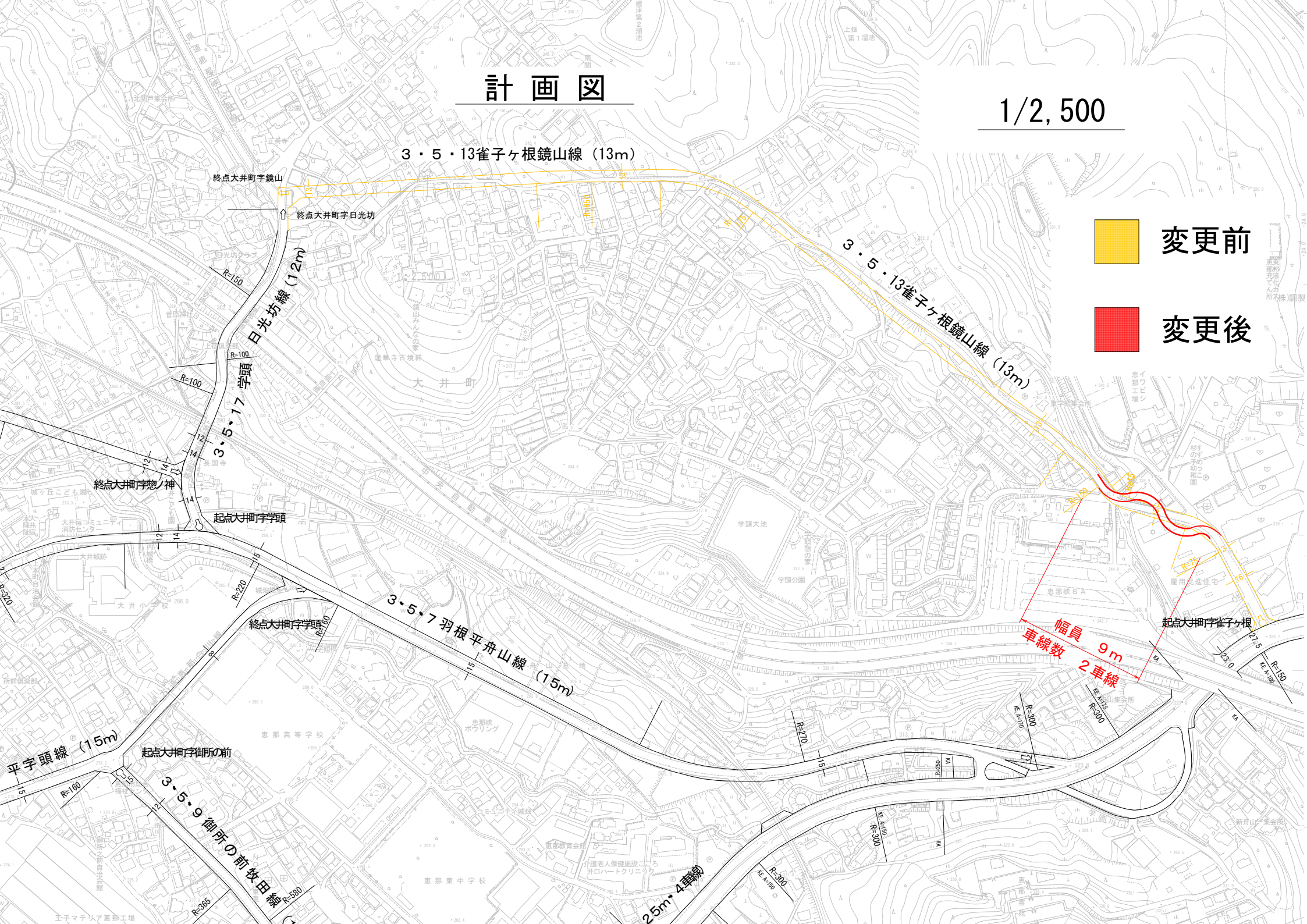
本市においては、国及び岐阜県との協議のもと、恵那峡サービスエリアへのスマートインターチェンジの事業化が令和６年９月に決定された。

これを受け、接続道路の機能的かつ安全な交通処理を確保するため、交差点形状および線形を変更するとともに、一部幅員を９ｍに変更するものである。



# 計画図

1/2,500



変更前



変更後

## 都市計画の策定の経緯の概要

### 恵那都市計画道路の変更

| 事 項           | 時 期                        | 備 考                                 |
|---------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 地元説明会         | 令和５～６年度                    | 恵那峡 SIC（仮称）実施計画と合わせて実施              |
| 県都市政策課下協議     | 令和７年６月から<br>令和７年９月まで       |                                     |
| 計画素案の閲覧       | 令和７年１０月中旬から<br>令和７年１０月下旬まで | 広報えな 10月号にて周知                       |
| 県都市建築部長事前協議申請 | 令和７年１１月中旬                  |                                     |
| 県都市建築部長事前協議承認 | 令和８年１月中旬                   |                                     |
| 計画案の縦覧        | 令和８年１月中旬から<br>令和８年１月下旬まで   | 公告の日から２週間（広告日は含まない）<br>広報えな 1月号にて周知 |
| 市都市計画審議会      | 令和８年 ２月中旬                  |                                     |
| 知事協議          | 令和８年 ２月下旬                  |                                     |
| 決定告示          | 令和８年 ３月下旬                  |                                     |



## 次第4 報告事項

# 都市計画道路の見直し方針について



# 内容

- ① 策定の背景・目的
- ② 方針の骨子案
- ③ 策定スケジュール案





# ① 策定の背景・目的

## (1) 見直し方針とは

長期間にわたり未整備の都市計画道路について、その必要性や妥当性を再評価し、計画の変更・廃止などを検討する方針のこと

## (2) 目的

- 1 社会経済の変化に対応した都市計画道路の再検証を行う
- 2 長期間未整備の路線の必要性を見直す
- 3 現状に即した都市計画道路網の構築を目指す

## (3) 背景

- ・新規の都市計画道路の検討にあたり、道路網全体の見直しが必要
- ・平成12年以降、3度にわたり、国から、都市計画道路の必要性の検証、廃止や幅員変更など適切な見直しの実施を行う旨の助言あり
- ・全国的に都市計画道路の見直しが進められている状況
- ・長期間未整備の路線の存在
- ・都市を取り巻く社会経済情勢の変化(人口減少・少子高齢化の進展、リニア中央新幹線岐阜県駅の整備、恵那峡スマートインターチェンジ(仮称)の事業化など)





# ① 策定の背景・目的

【参考\_都市計画運用指針 抜粋】

Ⅲ. 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方

Ⅲ－２ 運用に当たっての基本的考え方

4. 適時適切な都市計画の見直し

都市計画は、法第21条に変更に関する規定があるとおり、社会経済状況の変化に対応して変更が行われることが予定されている制度であり、…都市計画に関する基礎調査…の結果や社会経済状況の変化を踏まえて、変更の必要性が吟味されるべきものである。

しかし、一方で、都市計画施設の整備、市街地開発事業の実施、土地利用の規制・誘導を行って、目指すべき都市像を実現するためには、相当程度長期間を要することから、都市計画には一定の継続性、安定性も要請される。

したがって、都市計画の変更を検討するに当たっては、その都市計画の性格を十分に踏まえる必要があり、例えば、根幹的都市施設等継続性、安定性の要請が強いと考えられるものについては、その変更はより慎重に行われるべきである。

これらの要請のバランスに留意しつつ、根幹的都市施設等継続性、安定性の要請が強いと考えられる都市計画についても、例えば、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい。





# ① 策定の背景・目的

【参考\_都市計画運用指針 抜粋】

## IV-2-2 都市施設

### 1) 都市施設全般にわたる事項

### 2. 都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

都市施設の計画については、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行うべきである。

この場合、目指すべき都市像を実現するために都市計画決定された都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることから、**変更は慎重に行われるべきものである。**また、都市内においては個々の都市施設がそれぞれ個別に機能を果たすものではなく、各施設が相互に組み合わせあって総体として機能が発揮されるものであることから、**見直しに当たっては、そのような総合性、一体性の観点から施設の配置、規模等についての検討を行うことが必要である。**

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後**長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。**

この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。





# ① 策定の背景・目的

【参考\_都市計画運用指針 抜粋】

## IV-2-2 都市施設

### II)施設別の事項

#### A. 交通施設

#### A-2. 道路 2. 道路の都市計画の考え方(8)道路に関する都市計画の見直し

道路の都市計画については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきである。この場合、地域整備の在り方とあわせて、地域全体における都市計画道路の配置、構造等についての検討を行うべきであり、また、過去に整備された道路の再整備についても、必要に応じ検討を行うことが望ましい。また、都市計画道路の変更を行う場合には、その変更理由を明確にした上で行うべきである。

長期にわたり未整備の路線については、長期的視点からその必要性が従来位置づけられてきたものであり、単に長期未着手であるとの理由だけで路線や区間毎に見直しを行うことは望ましくなく、都市全体あるいは関連する都市計画道路全体の配置等を検討する中で見直されるべきである。これらの見直しを行う場合には、都市計画道路が整備されないために通過交通が生活道路に入り込んだり、歩行者と自動車分離されないまま危険な状態であるなど対応すべき課題を明確にした上で検討を行う必要がある。

都市計画道路の廃止や幅員の縮小は、例えば都市の将来像の変更に伴い想定していた市街地の拡大が見直されるなどにより当該道路の必要性がなくなった場合や、都市計画道路の適切な代替路線を別途計画する場合等が考えられるが、変更を行う場合にはその変更理由を明らかにした上で行うべきである。また、代替路線を計画する場合は、新たな建築制限が課される関係者を含めた地域社会の合意形成の必要性も念頭において検討を行うことが必要であると考えられる。





# ① 策定の背景・目的

## 恵那市の都市計画道路の変遷・現状

| 年                 | 概 要                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和29年<br>(1954年)  | 都市計画道路の指定 <ul style="list-style-type: none"><li>● 既存市街地の主要道を中心に都市計画道路を指定</li></ul>                                                |
| 昭和49年<br>(1974年)  | 新たに都市計画道路 4路線の指定 <ul style="list-style-type: none"><li>● 国道19号バイパスの整備</li><li>● 中央自動車道と恵那 I Cの整備</li><li>● 住宅・工業用地需要の増加</li></ul> |
| 平成2年 ～<br>(1990年) | 土地区画整理事業に伴う都市計画道路の整備 <ul style="list-style-type: none"><li>● 正家第一土地区画整理事業</li><li>● 大崎土地区画整理事業</li><li>● 正家第二土地区画整理事業</li></ul>   |



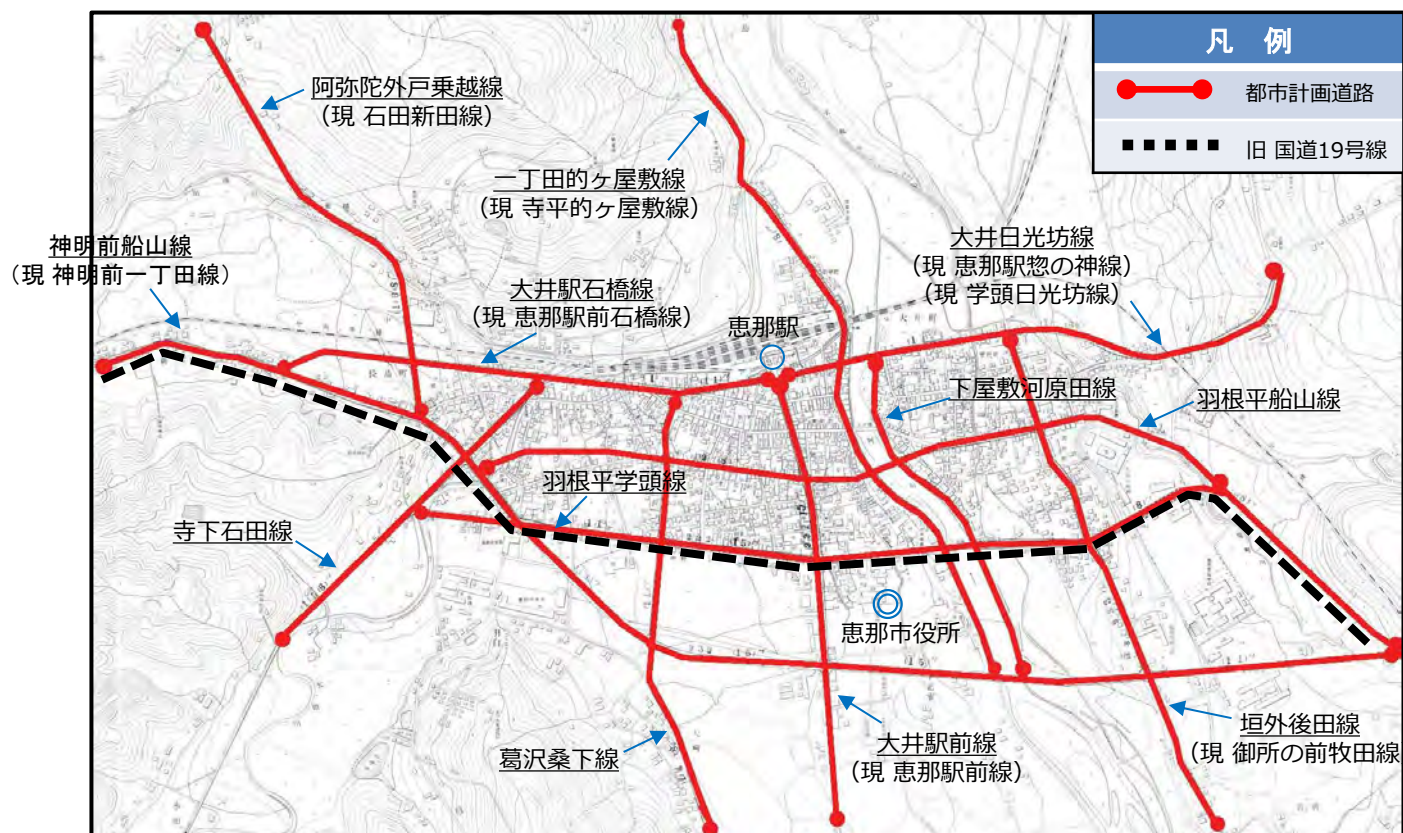


# ① 策定の背景・目的

## 恵那市の都市計画道路の変遷

○昭和29年：既存市街地の主要道を中心に都市計画道路を指定

昭和29年 都市計画道路図

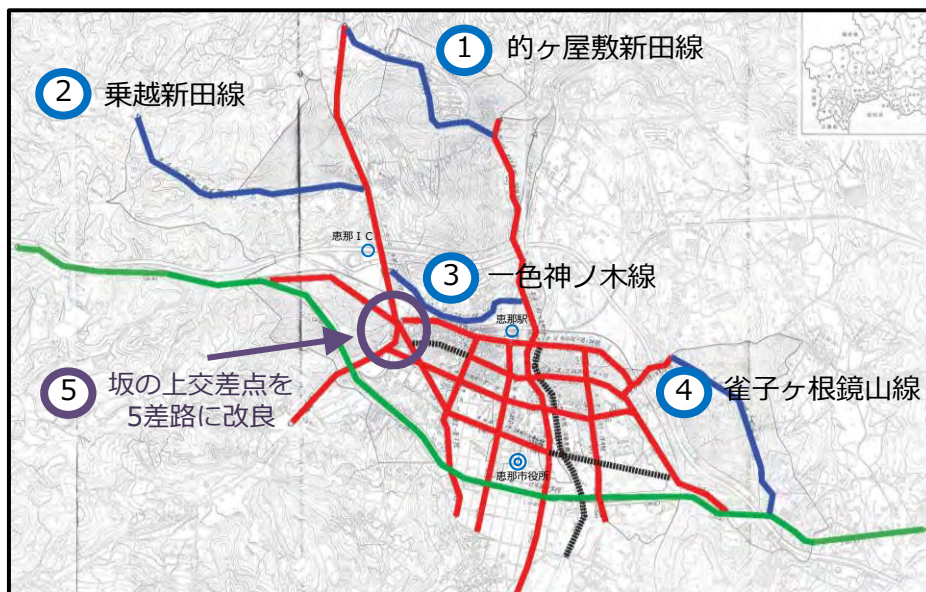




# ① 策定の背景・目的

○昭和49年：用途地域指定に併せ、新たに4箇所、都市計画道路を指定

| 図中番号 | 路線名        | 用途地域との位置関係                                                          |
|------|------------|---------------------------------------------------------------------|
| ①    | 的ヶ屋敷新田線    | 恵那病院周辺（野越）地区の住宅地造成を見込み、住居専用地域に指定。<br>寺平的ヶ屋敷線と石田新田線をつなぐ横断道路として指定。    |
| ②    | 乗越新田線      | 鷹ヶ入地区（リコー）中心に準工業地域及び工業地域を指定し、工業区画として利用を見込む。<br>工業用地拡大を見込み境界道路として指定。 |
| ③    | 一色神ノ木線     | 恵那駅北側を住宅地造成を見込み住居専用地域に指定。新栄町と新設される恵那ICを結ぶ横断道路として指定。                 |
| ④    | 雀子ヶ根鏡山線    | 新たな住宅地として学頭地区を住居専用地域に指定。<br>国道19号線と学頭日光坊線を結ぶ横断道路として指定。              |
| ⑤    | （坂の上交差点周辺） | 恵那IC開設にあわせ現石田新田線と現恵那駅前石橋線の交差点工事。<br>坂の上交差点が5差路となる（S49までに整備完了）。      |



昭和49年 都市計画道路図

| 凡 例                                  |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| <span style="color: red;">—</span>   | 既存都市計画道路（昭和29年） |
| <span style="color: blue;">—</span>  | 新規都市計画道路（昭和49年） |
| ■ ■ ■ ■                              | 都市計画道路（廃止）      |
| <span style="color: green;">—</span> | 国道19号           |





-



凡例

- 都市計画道路
  - 改良済み
  - 概成済み
  - 未着手 (既設道路の拡幅など)
  - 未着手 (新設)
- 用地地域
- 都市計画区域



# ① 策定の背景・目的

| 名 称      | 都市施設決定事項（規模等） |        |        |      |
|----------|---------------|--------|--------|------|
|          | 計画（m）         | 事業中（m） | 整備済（m） | 整備率  |
| 一般国道19号線 | 11,310        | 0      | 3,390  | 30%  |
| 石田新田線    | 3,030         | 0      | 1,490  | 49%  |
| 恵那駅前線    | 1,270         | 0      | 1,270  | 100% |
| 羽根平学頭線   | 1,680         | 0      | 1,030  | 61%  |
| 寺平的ヶ屋敷線  | 3,530         | 0      | 2,120  | 60%  |
| 恵那駅惣の神線  | 820           | 0      | 250    | 30%  |
| 羽根平舟山線   | 2,060         | 0      | 1,170  | 57%  |
| 神明前一丁田線  | 2,290         | 0      | 1,070  | 47%  |
| 御所の前牧田線  | 580           | 0      | 580    | 100% |
| 葛沢桑下線    | 1,280         | 0      | 1,070  | 84%  |
| 恵那駅前石橋線  | 730           | 0      | 730    | 100% |
| 雀子ヶ根鏡山線  | 1,220         | 0      | 200    | 16%  |
| 的ヶ屋敷新田線  | 1,760         | 0      | 1,760  | 100% |
| 乗越新田線    | 1,750         | 0      | 0      | 0%   |
| 学頭日光坊線   | 410           | 0      | 410    | 100% |
| 一色神の木線   | 1,020         | 0      | 0      | 0%   |
| 横井字東線    | 620           | 0      | 620    | 100% |
| 赤田中曽根線   | 380           | 0      | 380    | 100% |
| 合 計      | 35,740        | 0      | 17,540 | 49%  |





## ② 方針の骨子案

### 骨子（案）

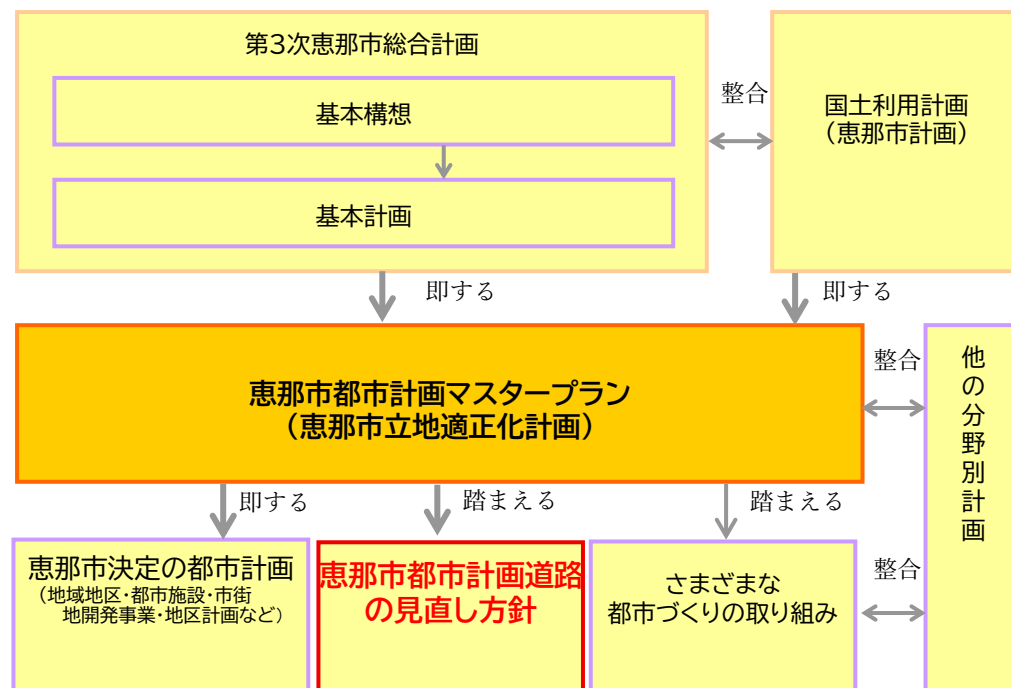
1. 目的

2. 位置づけ

3. 見直しの考え方

4. 手順・評価

5. 結果

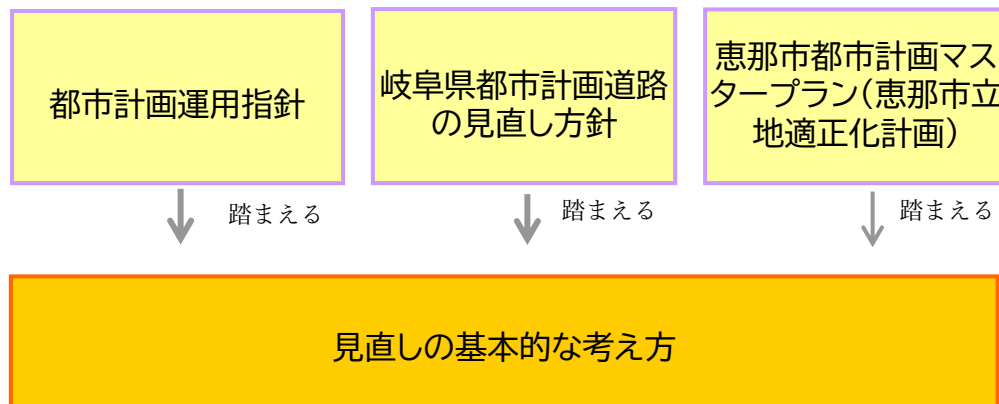




## ② 方針の骨子案

### 骨子（案）

1. 目的
2. 位置づけ
3. 見直しの考え方
4. 手順・評価
5. 結果



参考 岐阜県都市計画道路見直し方針  
見直し候補路線選定マニュアル 抜粋

#### 2. 全体フロー

まちづくりという観点から住民参画の手法を検討し、道路整備のあり方について十分な合意形成を図りながら進めていく。

第1段階としてすべての未完成路線について、将来の都市全体の姿を想定し、マクロ的視点から必要性の検討を行う。この第1段階では、目指すべき都市構造、土地利用などの観点から道路網全体の必要性を再整理する。

第2段階として個別の路線や区間ごとに、ミクロ的視点から必要性の検討を行う。この第2段階では個別の路線や区間を「優先性」、「必要性」、「合理性」などから総合的に評価を行い都市計画見直し候補路線を抽出する。

第3段階として抽出された都市計画見直し候補路線の個別課題の整理をおこない、廃止の可能性、変更の可能性について検討を行う。

最終段階として将来の都市機能を満足しているかを見直した都市計画道路網において検証を行う。





### ③策定 スケジュール(案)

| 事 項           | 時 期        | 備 考                                           |
|---------------|------------|-----------------------------------------------|
| 見直し方針（建設部案）選定 | 令和7年8月～12月 | ・ 課題、未整備要因の分析<br>・ 必要性、合理性の評価<br>・ 実現可能性の検討 等 |
| 庁内調整          | 令和8年1月～3月  |                                               |
| 見直し方針（案）選定    | 令和8年3月     |                                               |
| 都市計画審議会意見照会   | 令和8年4月～    | 明確な時期は未定                                      |
| 岐阜県協議         | 令和8年4月～    | 明確な時期は未定                                      |
| パブリックコメント     | 令和8年4月～    | 明確な時期は未定                                      |
| 策定・公表         | 令和9年3月     | 目標時期                                          |





終わり

